第2期西和賀町国土強靱化地域計画
（案）

令和8年11月

西　和　賀　町

目　次

第１章　計画策定の趣旨、位置付け、計画期間　・・・・・・・・・・・　２
　１　計画の趣旨　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
　２　計画の位置付け　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
　３　計画期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

第２章　基本的な考え方　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
　１　基本目標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
　２　事前に備えるべき目標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
　３　基本的な方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

第３章　想定するリスク　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６
　１　町の地域特性　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６
　２　対象とする自然災害　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７
　３　起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）　・・・・・・　８
　４　施策分野　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９

第４章　脆弱性評価　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０
　１　脆弱性評価の考え方　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０
　２　脆弱性評価の実施手順　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０
　３　脆弱性評価結果　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０

第５章　脆弱性評価に基づく対応方策　・・・・・・・・・・・・・・・　４１
　１　個別施策分野　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４１
　２　横断的分野　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５７

第６章　計画の推進と進捗管理　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７０
　１　住民総参加の取組　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７０
　２　計画の進捗管理と見直し（ＰＤＣＡサイクルの徹底）　・・・　７０
　３　計画等の見直し　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７０

（別紙１）起きてはならない最悪の事態の様相（例示）　・・・・・　７１
（別紙２）施策分野別施策一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７８
（別紙３）リスクシナリオ別の指標一覧　・・・・・・・・・・・・・　８３

第１章　計画策定の趣旨、位置付け、計画期間

１　計画の趣旨

平成 25 年 12 月、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靭な国づくり（以下「国土強靭化」という。）に向けて、施策を総合的かつ計画的に推進するため、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行され、基本法に基づき、政府は、平成 26 年 6 月に、国土強靭化に係る他の計画の指針となる、国土強靭化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靭化基本計画」という。）を策定しました。

基本法では、その第 13 条に「都道府県又は市町村は、国土強靭化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靭化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靭化地域計画」という。）を、国土強靭化地域計画以外の国土強靭化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」と規定し、都道府県及び市町村においても、国土強靭化の観点から、他の計画の指針となる国土強靭化地域計画を策定できることとされました。

また、岩手県においては、基本法に基づき平成 23 年３月 11 日に発生した東日本大震災津波の経験や人口減少への対応も踏まえつつ、いかなる大規模自然災害が発生しても、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った安全・安心な地域社会の構築に向けた「岩手県の強靭化」を推進するための指針となる「岩手県国土強靭化地域計画」を平成 28 年２月に策定し、現在は、令和７年 12 月に策定した「第３期岩手県国土強靭化地域計画（以下「県計画」という。）」に基づき強靭化に向けた施策が実施されています。

西和賀町においても、国土強靭化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、令和３年３月に「西和賀町国土強靭化地域計画」を策定し取組を進めてきたところですが、近年の頻発化・激甚化する気象災害等に備え、また社会経済情勢等の変化等も踏まえ、西和賀町の強靭化に向けた取組を一層強化していくために「第２期西和賀町国土強靭化地域計画（以下「本計画」という。）」を策定するものです。

２　計画の位置付け

本計画は、基本法第 13 条の規定に基づく国土強靭化地域計画として、国土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための指針として策定するものであり、国土強靭化の観点から、「第３次西和賀町総合計画」や「西和賀町地域防災計画」をはじめとする様々な分野の計画等の指針となるものです。

なお、基本法第 14 条においては、「国土強靭化地域計画は、国土強靭化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。」と規定されています。

このことから、本計画は、国が策定した、国土強靭化基本計画（令和５年７月閣議決定）と調和が保たれるよう策定しています。

３　計画期間

本計画が対象とする期間は、令和８年度（2026 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までの５年間とします。

なお、本計画を推進するための事業等は、第３次西和賀町総合計画の実施計画において定めることとします。

第２章　基本的な考え方

１　基本目標

国土強靭化基本計画を踏まえ、国土強靭化を推進する上での基本目標を次のとおりとします。

いかなる大規模自然災害が発生しようとも、

⑴　人命の保護が最大限図られる

⑵　社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される

⑶　住民の財産及び公共施設の被害の最小化が図られる

⑷　迅速な復旧・復興を可能にする

２　事前に備えるべき目標

国土強靭化基本計画を踏まえ、国土強靭化を推進する上での事前に備えるべき目標を次のとおりとします。

いかなる大規模自然災害が発生しようとも、

⑴　直接死を最大限防ぐ

⑵　救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

⑶　必要不可欠な行政機能を確保する

⑷　経済活動を機能不全に陥らせない

⑸　情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

⑹　社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

３　基本的な方針

西和賀町における強靭化を推進する上での基本的な方針は次のとおりです。

⑴　住民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理

大規模地震災害や激甚化・頻発化する気象災害等、地域の持続性を脅かす危機に備え、住民の生命と財産を守るため、防災インフラの整備・管理を推進します。

⑵　経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靭化

自然災害発生時においても、交通・通信・エネルギー等の機能が一体的に安定して発揮できるよう、相互関連性も踏まえつつ、ライフライン全体の強靭化を図ります。

⑶　デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化

デジタルが持つ、地域社会の生産性や利便性を高め、産業や生活の質を向上させる力を活用し、本町が直面する災害への対応力を強化します。

⑷　災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化

住民の多様化する価値観に即し、本町が直面する災害リスクに対応するため、岩手県及び県内市町村並びに近隣の県との適正な連携・補完関係を強化するとともに、民の力を最大限発揮し、官民の多様な主体の連携・協働による取組を推進します。

⑸　地域における防災力の一層の強化

人口減少、少子高齢化の加速等、地域の持続性を脅かす危機に対し、地域の力を結集し、町全体でつなぎ合わせ、高齢者・障がい者・こども等のあらゆる人々が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進し、地域における防災力の一層の強化を図ります。

第３章　想定するリスク

１　町の地域特性

⑴　地理・地形

本町は、岩手県の南西部に位置し、西は秋田県に接しています。総面積は590.74 平方キロメートルで、その約９割を山林原野が占める緑豊かな山間地域です。和賀岳や南本内岳などの高山が連なり、町の中央を北上川水系最大の支流である和賀川が南北に貫流し、その流域に集落が形成されています。

気候は、日本海型気候に属し、夏は冷涼で過ごしやすい一方、冬は季節風の影響を強く受け、積雪深は平年で２メートルを超え、多い場所では３メートルにも達する全国有数の「特別豪雪地帯」に指定されています。この豊富な雪解け水は、豊かな森林を育み、良質な水資源として、住民の生活や産業、下流域の農業を支える貴重な財産となっています。

⑵　人口の推移と推計

本町の人口は、令和２年の国勢調査では、5,134 人で、昭和 30 年代の 2 万人弱をピークに減少し続けており、平成 27 年の国勢調査に比べて 746 人（12.7％）減少しています。

年齢別人口では、年少人口（0～14 歳）、生産年齢人口（15～64 歳）、高齢人口（65 歳以上）ともに減少し、高齢人口が生産人口を上回っています。高齢化率は 51.0％と岩手県内で最も高齢化率の高い自治体となっています。

一般世帯数は1,989 世帯で、平成27 年の国勢調査に比べて157 世帯(7.3％)減少していますが、高齢者の夫婦世帯（夫 65 歳以上妻 60 歳以上の夫婦：363 世帯）は横ばいであり、65 歳以上の高齢単身者世帯（391 世帯）の増加が目立っています。

また、国立社会保障・人口問題研究所による将来人口の見通し（令和５年推計）では、10 年後の令和 17 年には 3,234 人と推計されています。

2　対象とする自然災害

対象とする自然災害は、県計画と同様とし、岩手県内で発生しうる大規模自然災害として、地震、火山噴火、風水害・土砂災害、雪害等とし、過去に大きな被害をもたらした規模を設定しました。

自然災害	想定する過去の主な災害〔発生日等〕（規模）【被害状況】
地震 （津波）	東北地方太平洋沖地震（東日本大震災津波）〔H23.3.11〕 （M9.0　　最大震度７　　津波の高さ 8.5m以上） 死者・行方不明者数：5,802 人 避難者：48,000 人　　家屋倒壊：25,716 棟 産業被害額：8,294 億円　　公共土木施設被害額：2,573 億円 停電：81 万戸　　ガス供給停止：9.4 千戸 断水：18 万戸　　電話不通：6.6 万回線
火山噴火	岩手山における山体崩壊［約 6,000 年前］（大規模な山体崩壊） 岩手山における水蒸気爆発（水蒸気噴火）［約 3,200 年前］ （噴出量 1,000 万㎥） 岩手山における山頂噴火〔1686 年（貞享 3 年）〕 （噴出量 8,500 万㎥） 火山灰、噴石、溶岩流、火砕流、土石流、火山泥流等 ＜岩手県内の活火山：八幡平、岩手山、秋田駒ヶ岳、栗駒山＞
風水害・ 土砂災害	アイオン台風〔S23.9.16〕（最大日降水量 285.2ｍｍ） （死者が過去最大） 死者・行方不明者数：709 人　　家屋倒壊：3,715 棟 床上浸水：15,774 棟　　床下浸水：14,157 棟 土木被害：5,621 箇所　　農作物被害：60,000ha 平成 28 年台風第 10 号〔H28.8.29〕（被害額が過去最大） 死者・行方不明者数：28 人　　家屋倒壊：2,955 世帯 床上浸水：120 世帯　　床下浸水：1,474 世帯 土木施設等被害：440 億円　　農林水産関係被害：336 億円
雪害	豪雪災害〔Ｓ38.1.6〕（最大積雪 3m） 死者数：11 人　　土木（道路）被害：87 箇所
その他	三陸フェーン火災〔Ｓ36.5.30〕（異常乾燥下における林野火災） 建物全焼：1,142 棟 大船渡市林野火災〔Ｒ7.2.26〕（異常乾燥下における林野火災） 建物全焼：175 棟

3　起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

国土強靭化基本計画に掲げられている６つの「事前に備えるべき目標」に対する 35 の「起きてはならない最悪の事態」を参考に、対象とする自然災害や地域特性等を踏まえ、統合・組替え等を行い、６つの「事前に備えるべき目標」に対する 22 の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

なお、起きてはならない最悪の事態の様相（例示・県計画参照）については別紙１のとおりです。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
1　直接死を最大限防ぐ	1-1　地震等による建築物の大規模倒壊や火災による死傷者の発生（二次災害を含む） 1-2　大規模津波等による多数の死傷者の発生 1-3　異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水 1-4　大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生 1-5　暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生 1-6　情報伝達の不備・麻痺・長期停止等の情報伝達機能の低下や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等での多数の死傷者の発生
2　救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1　被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 2-2　多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生 2-3　自衛隊、警察、消防等の被災・エネルギー途絶等による救助・救急活動の絶対的不足 2-4　医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能等の麻痺 2-5　被災地における感染症等の大規模発生
3　必要不可欠な行政機能を確保する	3-1　行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
4　経済活動を機能不全に陥らせない	4-1　サプライチェーンの寸断等による企業活動等の停滞 4-2　食料等の安定供給の停滞 4-3　農地・森林等の荒廃による被害の拡大

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
5　情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	5-1　情報通信機能の長期停止 5-2　電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止 5-3　上下水道等の長時間にわたる供給停止 5-4　町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
6　社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	6-1　災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態 6-2　復旧・復興を担う人材の絶対的不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態 6-3　地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

4　施策分野

国土強靭化基本計画に掲げられている 12 の個別施策分野及び６つの横断的分野と県計画を参考に、本町の実情に即して、統合・組替え等を行い、５つの個別施策分野と６つの横断的分野を設定しました。

⑴　個別施策分野

①　行政機能・情報通信・防災教育
②　住宅・都市
③　保健医療・福祉
④　産業
⑤　国土保全・交通

⑵　横断的分野

①　リスクコミュニケーション
②　老朽化対策
③　人口減少・少子高齢化対策
④　人材育成
⑤　官民連携
⑥　デジタル活用

第４章　脆弱性評価

１　脆弱性評価の考え方

「強靭」とは「強くてしなやか」という意味であり、国土強靭化とは、国土や経済、暮らしが、いかなる大規模自然災害が発生しても、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持つこととされています。

基本法第９条においては、「強靭性」の反対語である「脆弱性」を分析・評価すること（以下「脆弱性評価」という。）は、国土強靭化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスとされており、国土強靭化基本計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されています。

本町においても、本計画の策定に当たり、国及び岩手県が実施した評価手法等を参考に、主に町が取り組んでいる施策を中心に脆弱性評価を実施しました。

２　脆弱性評価の実施手順

第３章で定めた 22 の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、本町が取り組んでいる施策について、推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた施策の対応力について、改めて分析・評価を行いました。

また、同じく第３章で定めた５つの「個別施策分野」及び６つの「横断的分野」ごとの取組状況が明らかになるよう、脆弱性評価結果は、施策分野ごとに再整理しました。

３　脆弱性評価結果

施策分野ごとの脆弱性評価結果は次のとおりです。

1-1 個別施策分野　行政機能・情報通信・防災教育
災害対策本部を設置する庁舎機能等の強化（総務課） ・防災拠点として、湯田庁舎、沢内庁舎、町立西和賀さわうち病院を防災拠点に定めている。
避難体制整備（総務課） 《避難場所及び避難所の指定・整備》 ・切迫した災害の危険から逃れるための施設として、指定緊急避難場所、指定避難所、臨時避難所（避難所に不足が生じたときに追加指定）を指定している。 ［現状］ 指定緊急避難場所：41 施設、指定避難所：８施設、臨時避難所：11 施設 ・指定避難施設であっても災害種別によってはリスクを有する施設もあり、災害種別に応じた避難先を選定する必要がある。

1-1 個別施策分野　行政機能・情報通信・防災教育（つづき）
避難体制整備（総務課）（つづき） 《避難指示等発令の判断基準》 ・水害及び土砂災害へ対応するため、避難指示等発令の判断基準を策定している。 ・近年、集中豪雨や台風等による被害が相次いで発生しており、住民への避難指示等の発令タイミングや確実な伝達が重要となっている。
支援物資の供給等に係る広域連携体制の構築（総務課） 《支援物資の供給等に係る応援協定等の締結》 ・各行政区（29 行政区）に非常用発電機を配置している。 ・災害発生直後から飲料水、食料、生活必需品等の流通が確保されるまでの間、被災者の生活を支えるため、必要な物資の確保を行うとともに、住民及び事業所における物資の備蓄を促進する必要がある。 ・物資等を確保するために災害時における応援協定を締結し、他市町村及び関係団体からの物資調達に係る体制を整備する必要がある。
支援物資の供給等に係る広域連携体制の構築（健康福祉課） 《要配慮者（難病患者等）への医療的支援》 ・災害時に在宅において非常用電源装置の必要な者の実態把握は未着手である。 ・災害時における在宅酸素など非常用電源の必要な者に対応した設備は確保していない。 ・介護施設等における非常用電源装置の確保については、10 施設中 6 施設となっている。
支援物資の供給等に係る広域連携体制の構築（観光商工課） 《支援物資の供給等に係る協力要請等》 ・災害時における生活必需品、食料及び飲料の確保等において、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合の物資の調達、輸送について岩手県及び事業者へ協力要請することとしている。
支援物資の供給等に係る広域連携体制の構築（町立西和賀さわうち病院） 《災害用医薬品等の確保》 ・災害用医薬品等及び支援薬剤師の確保について、国、岩手県及び関係団体、事業者と連携した災害用医薬品の供給体制等を整備する必要がある。
県外自治体との広域応援・受援体制の整備（総務課） ・秋田県横手市と災害時相互援助協定を締結している。 ・大規模災害を想定して、他自治体や事業所、団体等との応援体制を構築する必要がある。
技術職員等による応援体制の構築（総務課） ・大規模な災害が発生した場合は、「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」等に基づき、応援調整市町村を通じた市町村間の相互協力が必要である。

1-1 個別施策分野　行政機能・情報通信・防災教育（つづき）
技術職員等による応援体制の構築（健康福祉課） ・保健師等の専門職は不足している。
災害処理能力の向上（総務課） ・町職員に対し、災害時における適正な判断力を養成し、円滑な防災活動に資するため、防災に関する講習会、研修会を開催するほか、防災資料、防災活動マニュアルの作成・配布により、普及徹底を図る必要がある。 ・被災者の生活の迅速な復旧を図るため、指定避難所の運営管理、罹災証明書交付等の多様な災害対応業務を円滑に処理できる行政職員の育成を推進する必要がある。 ・地域住民の自主的な防災活動を促進する必要がある。
災害処理能力の向上（健康福祉課） ・災害時に多様に対応できる職員の能力向上が必要である。
災害対策用装備資機材等の更新整備（総務課） ・災害時の非常連絡手段として、防災無線機、消防団デジタル無線機、衛星携帯電話を配備している。 ［現状］ 防災無線局：68 局、消防団デジタル無線局：29 局、衛星携帯電話の配備台数：２台
地域の消防力の強化（総務課） 《消防本部・消防署等庁舎の強化》 ・令和２年度、西和賀消防署と湯田出張所を一つに統合し、最新の機能的な設備と、高い耐震性を有した新消防署を整備した。 《消防団活動の充実強化》 ・消防団は、地域防災の中核的な存在として、消火活動や水防活動をはじめ、大規模災害時における住民の避難誘導や災害防御など重要な役割を担っているが、年々消防団員数が減少している。 ［現状］ 消防団の条例定数充足率：62.3％（R7.4.1）
防災ヘリコプターの円滑な運航の確保（総務課） ・防災ヘリコプターは、その活動が有効と認められる場合で、かつ活動要件を満たす場合に、本町の要請に基づき活動する。 ・町内３箇所に離発着場が設定されている。
防災ヘリコプターの円滑な運航の確保（町立西和賀さわうち病院） ・大規模災害発生時、ヘリコプターによる人員搬送や物資輸送を円滑に行うため、防災関係機関との連携体制を確立する必要がある。

1-1 個別施策分野　行政機能・情報通信・防災教育（つづき）
防火対策（総務課） ・不特定多数が集まる施設に設置されている消火設備の適切な維持管理を図るため、消防機関による立入検査や指導を定期的に実施している。
学校施設・公立社会体育施設等の耐震化（学務課） 《公立学校施設の耐震化》 ・町内小中学校の耐震化については、平成 19 年度に耐震診断を行い、小学校２校、中学校１校が耐震基準以下であったため、平成 25 年度までに耐震補強工事並びに解体工事を行い、令和６年度時点の耐震化率は 100%となっている。 ［現状］ 公立小中学校の耐震化率：100%（R6）　岩手県　99.5%（R6）
学校施設・公立社会体育施設等の耐震化（生涯学習課） 《公立社会体育施設等の耐震化》 ・社会体育施設などは、災害時における避難場所や災害対策の拠点施設として利用されることが想定されることから、計画的な老朽化対策や維持管理を行う必要がある。
学校防災体制の確立（学務課） ・学校防災体制の確立を図るため、各学校に対して、定期的に危機管理マニュアルの見直しや検証を行うよう働きかける必要がある。 ・各学校の立地条件等を考慮した避難の在り方について、訓練等を通じて児童生徒、教職員及び地域との間で共通理解を図る必要がある。
防災教育の推進（学務課） ・各教科等の学習とも関連させた防災教育を通して、児童生徒の防災意識を高める必要がある。
「いわての復興教育」【そなえる】を核とした防災教育の推進（学務課） ・改訂した復興教育副読本は、様々な自然災害について学習できる内容になっており、各学校において積極的に活用し、児童生徒の防災意識を高めていくよう働きかけていく必要がある。 ・学校、家庭、地域、関係機関・団体等が連携した地域連携型の防災教育の推進と教員研修の充実を図り、発達段階に応じた防災教育を働きかけていく必要がある。
行政情報通信基盤の耐災害性強化（総務課） 《町の行政情報通信基盤の耐災害性強化》 ・行政システムのクラウド化を推進し、庁舎被災時に行政機能を停止させないための対策が必要である。 ［現状］ クラウド導入済み（住基系、内部系、インターネット系）

1-1 個別施策分野　行政機能・情報通信・防災教育（つづき）
情報通信利用環境の整備（総務課） 《通信事業者・放送事業者との連携》 ・発災後の情報通信基盤の障害状況を把握するため、通信事業者・放送事業者と連携を図るとともに連絡体制を維持する必要がある。
情報通信利用環境の整備（企画財政課） 《携帯電話等エリア整備》 ・携帯電話不感地域解消のため、通信事業者による基地局の自主整備のほか、国の携帯電話等エリア整備事業を活用した基地局整備が行われており、町内のエリア内人口カバー率は 100%となっている。 ［現状］ 携帯電話不感地域解消率：100%（R5 年度末）岩手県 99.96%（R5 年度末） 《民放ラジオ難聴解消》 ・地域によって民放ラジオ難聴地区が存在している。
情報通信利用環境の整備（町民課） 《ブロードバンド利用環境整備》 ・Ｊ－アラートとＩＰ告知サービスを接続している。 ［現状］ 防災告知端末加入者はブロードバンドが利用可能な環境である（R7.3.31 時点の告知端末加入世帯 1,793/2,155（83.2%））。
防災訓練の推進（総務課） ・町、その他防災関係機関は、次の目的のために、その所掌する事務又は業務に応じた防災訓練を、単独又は合同で毎年計画的に実施する必要がある。 1)　職員の防災に対する実務の習熟と実践的能力のかん養 2)　防災関係機関相互の協力体制の確立 3)　地域住民等に対する防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚

1-2 個別施策分野　住宅・都市
住宅・大規模建築物の耐震化等（観光商工課） 《大規模建築物の耐震化》 ・耐震診断が義務化された民間所有の大規模建築物（ホテル・旅館等）に対し、耐震化を働きかけているが未改修の施設がある。
住宅・大規模建築物の耐震化等（建設水道課） 《住宅・ブロック塀等の耐震化等》 ・木造住宅の耐震診断・耐震改修への補助等により、住宅の耐震化の促進に取り組んでいるが、住民の耐震化に対する意識が低い状況にある。 ・倒壊のおそれのあるブロック塀は現状ではない。 《住宅・建築物の耐震・耐風対策》 ・地震や強風時における屋根ふき材等の落下や飛来による人的被害、住宅・建築物の損壊等の被害が想定される。
住宅・大規模建築物の耐震化等（総務課） 《発災時の応急仮設住宅の確保等》 ・災害により住家が滅失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者の生活の場を確保するため、応急仮設住宅を確保する必要がある。
公営住宅の老朽化対策等（建設水道課） ・公営住宅等長寿命化計画の見直しを行いながら、計画的で効率的な老朽化対策と維持管理を推進している。
空き家対策（企画財政課） ・人口減少社会の到来に伴い、空き家が増加傾向にある。 ・空き家の中でも特に、倒壊のおそれがある空き家や住宅密集地の空き家は、暴風雨や積雪による倒壊により近隣住宅や通行人への被害発生リスクが高く、また、防犯上や環境衛生上も、周辺に悪影響を与えている。
水道施設の防災機能の強化（建設水道課） ・大規模災害が発生した場合、水道施設の被害により飲料水の供給が長期間停止する恐れがあることから、老朽化した水道施設や基幹管路等の更新等により耐災性を高め、安定した水の供給を確保する必要がある。
災害時等における下水道復旧支援に関する協定（建設水道課） ・岩手県と下水道事業（類似する集落排水事業を含む。）を実施する県内市町村と日本下水道管路管理業協会は、「災害時における下水道管路施設の復旧支援に関する協定」を締結し、支援が必要となった場合、岩手県が窓口となり、協会への支援を要請することとしている。 ［現状］　西和賀町上下水道災害安全協力会

1-2 個別施策分野　住宅・都市（つづき）
下水道施設の防災機能の強化（建設水道課） ・大規模災害が発生した場合、長時間にわたる機能停止は、疫病及び感染症等の発生が予想されるため、公共下水道事業業務継続計画（ＢＣＰ：平成 26 年度策定済み）に基づき計画的に対策を進めていく必要がある。また、下水道ＢＣＰ策定マニュアルの改正に伴い、計画の見直しを行う必要がある。 ※本町の処理施設は耐震化済
内水危険個所の対策（建設水道課） 《内水危険箇所のソフト対策》 ・令和２年度に下水道エリア内で浸水被害が発生したが、下水道への浸水は無かった。内水ハザードマップについては未策定となっている。 《内水危険箇所のハード対策》 ・特定環境保全公共下水道と農業集落排水が分流式として雨水は入らない管であり平成 15 年度で整備済みとなっている。

1-3 個別施策分野　保健医療・福祉
病院・社会福祉施設等の耐震化（健康福祉課） 《社会福祉施設等の耐震化》 ・新耐震基準前に建設された施設で介護保険施設として使用している２施設については、耐震診断未実施の施設がある。
病院・社会福祉施設等の耐震化（町立西和賀さわうち病院） 《病院の耐震化》 ・災害時に医療救護活動の拠点となる町立西和賀さわうち病院については、耐震化済である。
災害時における医療提供体制の構築（健康福祉課） 《要配慮者（難病患者等）への医療的支援》【再掲】 ・災害時に在宅において非常用電源装置の必要な者の実態把握は未着手である。 ・災害時における在宅酸素など非常用電源の必要な者に対応した設備は確保していない。 ・介護施設等における非常用電源装置の確保については、10 施設中６施設となっている。 《災害時における医療機能の維持》 ・災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の支援を受けて対応する。 ・災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ・ＤＣＡＴ等）の支援を受けて対応する。 ［現状］ ・災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）を受け入れるような災害は起きていない。 ・災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ・ＤＣＡＴ等）を受け入れるような災害は起きていない。
災害時における医療提供体制の構築（町立西和賀さわうち病院） 《災害時における医療機能の維持》 ・町立西和賀さわうち病院において、非常電源施設を確保している。 ・医療機能を支えるため、水や燃料が優先的に配分されるよう関係機関との協力体制を構築するとともに、ＢＣＰの策定等により事業継続性を確保する必要がある。
医療情報のバックアップ体制の構築（健康福祉課） ・岩手中部地域医療情報ネットワークにより診療情報等共有している。
医療情報のバックアップ体制の構築（町立西和賀さわうち病院） 《医療情報の連携、バックアップの前提である医療情報の電子化》 ・災害時に医療機関に保管されていた紙のカルテやサーバ等の機器が流出した事案を踏まえ、災害時においても適切な医療が提供できるよう、遠隔地へバックアップする体制構築をさらに推進する必要がある。

1-3 個別施策分野　保健医療・福祉（つづき）
ドクターヘリの運航確保（総務課） ・災害時において、機動的にドクターヘリを活用するための体制整備を進める必要がある。 ・町内 23 箇所にドクターヘリランデブーポイントを設定している。
ドクターヘリの運航確保(町立西和賀さわうち病院) ・ドクターヘリの運航を確保するため、町立西和賀さわうち病院の敷地内にヘリポートを設置しているが、新施設の建設に伴い新たなヘリポートの設置に向けた検討が必要である。
福祉避難所の指定・協定締結（総務課） ・災害時において、一般避難所内の避難スペースで生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者に対応するため、町内福祉施設７施設と協定を締結し、福祉避難所を指定している。
避難行動要支援者名簿の作成・活用（総務課） ・災害対策基本法に基づき作成が義務付けられている避難行動要支援者名簿については、健康福祉課が調製した名簿を自主防災組織に提供している。
避難行動要支援者名簿の作成・活用（健康福祉課） ・西和賀町避難行動要支援者避難支援計画に基づく避難行動要支援者名簿を作成している。 ・避難行動要支援者名簿のうち災害時の避難時に支援の必要な者の特定を行う。
感染症対策（総務課） ・避難所内でのまん延を予防するため、感染症対策を徹底する必要がある。 ・感染症の集団発生に備えて感染制御研修を受講するなど、町職員のスキルアップを図る必要がある。 ・被災地域では、集団感染の兆候を早めに探知し、医療関係機関等関係者間で情報連携を図る必要がある。
感染症対策（健康福祉課） ・避難所等の感染症予防の健康管理を行うため、避難所巡回を行う。 ・感染制御支援チーム（ＩＣＡＴ）の応援を受けて対応する。
要配慮者等への支援（総務課） ・災害が発生した場合は、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者への支援が必要になる。 ・避難に際して、自力で避難が困難な避難行動要支援者に対しては、安否を確認し避難の手助けが必要である。 ・要配慮者の多様なニーズに十分配慮するとともに、地域において要配慮者を支援する体制の整備が必要である。

1-3 個別施策分野　保健医療・福祉（つづき）
要配慮者等への支援（健康福祉課） 《要配慮者（高齢者・障がい者等）への福祉的支援》 ・認知症高齢者及びその家族が安心して避難所生活を送れるよう、認知症に対する正しい知識と理解の促進を図る必要があることから、認知症サポーターの養成に取り組んだ結果、サポーター数は増加しているが、今後も認知症高齢者の増加が見込まれていることから、取組を継続する必要がある。 ・災害時等において介護保険施設等の業務を継続するため、施設間の支援体制を進めている関係団体の取組を支援していく必要がある。 ・災害時に避難する際や避難所において、地域住民の協力を得ながら障がい者が必要な支援を受けられるよう、平常時から障がいについての理解促進を図る必要がある。 ・災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ・ＤＣＡＴ等）の支援を受けて対応する。 ［現状］ ・認知症サポーター養成数：153 人（R6） ・災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ・ＤＣＡＴ等）を受け入れるような災害は起きていない。 《福祉避難所等における福祉的支援》 ・災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ・ＤＣＡＴ等）の支援を受けて対応する。 ・災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ・ＤＣＡＴ等）を受け入れるような災害は起きていない。 《災害時における福祉機能の維持》 ・福祉施設において、給水設備及び非常用自家発電設備等の確保を進める必要がある。
要配慮者等への支援（町立西和賀さわうち病院） 《災害用医薬品等の確保》【再掲】 ・災害用医薬品等及び支援薬剤師の確保について、国、岩手県及び関係団体、事業者と連携した災害用医薬品の供給体制等を整備する必要がある。

1-4 個別施策分野　産業
物流機能の維持・確保（総務課） ・災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、緊急物資等の集積・輸送等の中核となる物資集積・輸送拠点を定める。 ［輸送拠点］ 湯田農業者トレーニングセンター、沢内農業者トレーニングセンター
企業における業務継続体制の強化（観光商工課） ・自然災害による地域経済への影響を最小限とするため、岩手県及び商工団体等と連携した中小企業への事前の防災・減災対策（事業継続力強化計画）の普及啓発や策定支援を図る必要がある。
被災企業への金融支援（総務課） 《制度融資による円滑な資金供給》 ・災害発生後､罹災した中小企業者を対象として岩手県が講じる融資制度等について、広報や相談窓口の設置等により岩手県と協力して早期に経営の安定化が図られるよう支援を行う必要がある。
被災企業への金融支援（観光商工課） 《制度融資による円滑な資金供給》 ・災害発生後、災害救助法の適用区域に関わらず、罹災した中小企業者が早期に事業を再開できるよう、制度融資の弾力的な運用を図る必要がある。 《甚大な災害発生時における相談対応》 ・災害発生後、被災企業の早期復旧・復興や円滑な資金繰りを支援するため、金融相談窓口を設置する必要がある。 ・金融機関や関係商工団体と連携を密にし、相談者が求めるニーズに広く対応し、適切な情報提供を行う必要がある。
支援物資の供給等に係る広域連携体制の構築（総務課） 《緊急車両等への石油燃料供給の確保》 ・災害時において、緊急車両等（物資運搬用トラックを含む）への応急対策用燃料等を安定的に確保するため、石油商業協同組合との間で協定を締結している。 ・協定が災害時に有効に機能するよう、随時、協定の見直しや防災訓練の実施などにより連携強化を図る必要がある。 ［現状］ 応援協定先：岩手県石油商業協同組合北上地区支部

1-4 個別施策分野　産業（つづき）
再生可能エネルギーの導入促進（企画財政課） ・平成 24 年 7 月から始まった固定価格買取制度を契機として、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入が進んでいる。 ・再生可能エネルギーのポテンシャルを最大限に活用し、引き続き再生可能エネルギーの導入促進を図る必要がある。 ・風力や地熱については、運転開始まで相当の準備期間を要することから、導入拡大に向けた取組を一層推進する必要がある。
再生可能エネルギーの導入促進（農林課） ・公共施設及び民間施設における木質バイオマス利用機器の導入を促進するとともに、木質バイオマス発電施設等の大口木質燃料需要に対する、木質燃料の安定的かつ継続的な供給に向けた取組を進める必要がある。
電力系統の接続制約等の改善（企画財政課） ・再生可能エネルギーの適正な導入に向け、送配電網の強化や、地域、環境に配慮した制度改善等に向けて国に働きかけるなどの取組を推進する必要がある。
建設業等の担い手の確保・育成（建設水道課） ・地域の建設企業が、良質な社会資本の整備や維持管理、災害時の緊急対策等の役割を果たしていくためには、機械の維持・更新や人材の確保等について安定して取り組んでいくことや、競争力・営業力の強化等が必要である。
人材育成を通じた産業の体質強化（観光商工課） 《民間事業者の人材育成》 ・民間事業者による自助・共助の取組を強化するため、民間事業者の内部でのＢＣＰの担い手に加えて、商工会が作成する事業継続力強化支援計画を通じ、地域をけん引する専門人材を育成するなど、民間における人材育成に取り組み、地域力を高める必要がある。
農林水産業の生産基盤・経営の強化（農林課） 《農地利用の最適化支援》 ・岩手県及び農地中間管理機構との連携による農地の利用調整と担い手への農地の集積・集約化、農業者等が行う荒廃農地の再生利用の取組を支援し、荒廃農地発生の未然防止に取り組む必要がある。 ［現状］ 担い手への農地集積率：34.3％（R6） 《効率的かつ安定的な農業経営に向けた生産基盤の整備》 ・農産物の生産コスト低減や作業の効率化を図るため、農地の大区画化や排水対策など生産基盤の整備を推進する必要がある。

1-4 個別施策分野　産業（つづき）
農林水産業の生産基盤・経営の強化（農林課）（つづき） 《効率的かつ安定的な林業経営の確立》 ・効率的かつ安定的な林業経営の確立に向け、森林施業の集約化を促進するとともに、計画的な路網整備を推進し、森林整備事業等による伐採跡地への造林、間伐などを継続して進める必要がある。
災害発生時の復旧支援体制・対応能力の向上（農林課） 《生産技術の復旧支援体制》 ・震災や気象災害を受けた地域においては、農業者や住民の意見を踏まえながら、担い手の確保・育成や施設・機械の整備等、営農再開に向けた実践活動を支援していく必要がある。
県産食料品の供給体制の強化（観光商工課） ・災害時はもとより、今後の人口減少の進行も見据え、食料品製造事業者の商品開発から販路開拓、さらには生産性の向上を担う人材の確保・育成など県産食料品の供給体制を維持・強化する必要がある。
野生鳥獣による農作物被害防止（農林課） 《野生鳥獣による農作物被害防止》 ・農作物被害額が近年増加傾向となっており、有害鳥獣の捕獲等の取組強化が必要である。 《クマによる被害防止》 ・岩手県と連携し、県内に生息する地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図りながら、人身被害の防止及び農林業等被害の軽減に取り組む必要がある。

1-5 個別施策分野　国土保全・交通
道路施設の整備等（農林課） 《道路施設の防災対策》 ・一定要件農道橋の点検診断の実施率は 100％（R6）となっている。 ・林道橋の点検診断の実施率は 100％（R6）となっている。 ・インフラ長寿命化個別施設計画を作成し、５年に一度のサイクルで林道橋等の定期点検を実施する。また、点検結果に基づき、維持管理・修繕を実施する。
道路施設の整備等（建設水道課） 《道路施設の防災対策》 ・災害発生時における円滑な救急活動や救助物資の輸送、円滑な避難を行うため、国道及び県道の整備に協力するとともに、町道の計画的な整備を推進する必要がある。 ・道路施設の防災対策について、緊急自然災害防止対策事業計画（道路防災）に基づき、引き続き計画的に対策工事を進める必要がある。 ・橋梁をはじめとした道路施設等の老朽化対策については、各施設の長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理・更新を行う必要がある。
冬期の道路交通確保（建設水道課） ・除雪機械の更新や防雪柵、雪崩防止柵などの防雪施設の整備、流雪溝等の除排雪施設の整備は、冬期交通確保のため除雪事業と一体的に進めているが、必要箇所への整備をより推進する必要がある。 ・冬期の立ち往生車両の未然防止のため、適切な道路の除排雪、及び凍結抑制剤の散布を行っていく必要がある。
鉄道の耐災害性確保・体制整備（企画財政課） ・災害発生時における鉄道利用者の安全性確保及び救援物資等の輸送に必要な機能を維持する必要がある。 ・災害発生時における鉄道利用者の安全性確保及び救援物資等の輸送に必要な鉄道機能を維持するため、鉄道事業者による橋梁や高架の耐震補強など、鉄道施設の耐災害性をより一層確保する必要があり、関係機関へ働きかける必要がある。 ・災害発生時における事故発生防止や代替輸送手段の確保に向けて、関係機関が連携して情報収集を行い、共有化を図るなど、災害対応マニュアルに基づき対応する必要がある。
河川改修等の治水対策（総務課） 《洪水浸水想定区域の指定》 ・令和８年時点において町内 12 の河川が洪水浸水想定区域指定対象河川に指定され、併せて洪水浸水想定区域が指定されている。

1-5 個別施策分野　国土保全・交通（つづき）
河川改修等の治水対策（総務課）（つづき） 《洪水ハザードマップの作成》 ・水防法に基づき、洪水浸水想定区域が指定された場合には、洪水ハザードマップの作成が義務付けられており、岩手県の区域指定に伴い、本町において防災ハザードマップに反映させる必要がある。
河川改修等の治水対策（建設水道課） 《河川整備》 ・気候変動に伴い激甚化・頻発化する洪水災害に対する安全度の向上を図るため、引き続き河川改修等の整備を実施する必要がある。 《立木伐採と堆積土砂の撤去》 ・気候変動に伴い激甚化・頻発化する洪水災害に対する安全度を確保するため、引き続き河川内の立木伐採と河道の堆積土砂の撤去を実施する必要がある。
砂防関係施設の整備等による土砂災害対策（建設水道課） 《土砂災害等に対する住宅等の安全対策》 ・土砂災害等により被害を受けるおそれのある住宅について、関係機関等と連携し、所有者に対して危険性の周知を行い、移転等の安全対策を促進する必要がある。 《砂防関係施設の整備》 ・土砂災害のおそれがある箇所を対象に、砂防堰堤や急傾斜地崩壊防止施設等の砂防関係施設の整備を岩手県が進めているが、要整備箇所の施設整備率が低い状況にある。
農山村地域における防災対策（農林課） ・洪水防止や土砂崩壊防止機能など農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮するため、農地や農業水利施設等の生産基盤整備を着実に推進する必要がある。 ・ため池や農業用ダムの漏水・決壊を防止するため、計画的にため池等の点検・調査と保全対策を行うとともに、ため池決壊の浸水想定図に基づいた、ハザードマップの作成と地域住民への公表を行い、防災訓練等に活用するなど、ハード・ソフトを組み合わせた対策を講じる必要がある。 ［現状］ 農村地域の防災・減災対策着手施設数：１箇所（R6） ハザードマップ作成等ソフト対策を実施した防災重点ため池の割合：100%（R6） ・大雨や地震等による林地崩壊や土石流などの山地災害を防止するため、国及び岩手県と連携した治山事業や森林整備による公益的機能の維持・強化を進める必要がある。

1-5 個別施策分野　国土保全・交通（つづき）
森林資源の適切な保全管理（農林課） 《適切な森林整備》 ・森林の有する国土保全や洪水緩和等の多面的機能の維持・増進を図るため、岩手県や関係団体と連携し、継続して造林や間伐等の森林整備を進める必要がある。 《住民への普及啓発》 ・山火事を防止するための普及啓発や、林業・木材産業循環成長対策交付金を活用した、初期消火体制の整備など、地域の防災体制を強化する取組の充実・強化を図る必要がある。 《地域住民等の活動支援》 ・森林の多面的機能の発揮を図るため、国の里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金制度を活用し、地域住民等で構成する活動組織が実施する里山林の保全管理活動等を支援する必要がある。
農林水産業の生産基盤の災害対応能力の強化（農林課） ・農林水産物の供給基地としての役割を果たすため、農業共同利用施設や農業水利施設等の再編・整備や長寿命化対策を着実に推進する必要がある。 ・農道及び林道は大規模災害時における迂回路や緊急時の輸送路等としての機能を有していることから、計画的に整備するとともに、老朽箇所の点検診断等を踏まえた補強等の保全対策を円滑に進めるため、岩手県との連携を強化していく必要がある。 ［現状］ 農業用用排水路等の長寿命化対策着手施設数：0 施設（R6） 基幹農道の保全対策整備延長：0.0km（R6） 林道橋・林道トンネルを対象とした保全整備率：0%（R6）
災害廃棄物処理対策（総務課） 《協定等の締結・確認、機動的な連携体制の構築》 ・災害が発生した場合に、地域防災計画に基づき、岩手県と連携しながら災害廃棄物の円滑な処理を行うため、日頃から、協力事業者等に関する情報を共有するなど、関係機関の連携を推進する必要がある。 ・災害が発生した場合、町と岩手県産業資源循環協会が締結した協定に基づき、円滑に災害廃棄物処理やし尿の収集運搬等の協力が行われるよう、日頃から協定書の確認を行うなど、関係機関の連携を推進する必要がある。

1-5 個別施策分野　国土保全・交通（つづき）
災害廃棄物処理対策（町民課） 《災害廃棄物の迅速な処理体制の構築》 ・災害が発生した場合、速やかに災害廃棄物を処理するため、処理に係る初動、仮置場の設置・管理、収集運搬・処理のフロー等、災害廃棄物が発生した場合の具体的な処理体制を定める「災害廃棄物処理計画」を策定する必要がある。 ［現状］ 災害廃棄物処理計画策定（令和８年３月）
地籍調査の実施（税務課） ・事前防災対策の推進や被災後の復旧・復興を円滑に実施するためには、土地境界を明確にする地籍調査を進める必要がある。 ［現状］ 地籍調査進捗率：100.0％（R6）　全国 53.0％（R6）
渇水対策に係る情報共有等（農林課） ・異常少雨、暖冬等に伴う渇水が発生すると、水道施設における断水、農作物被害など、住民生活に広範囲な影響が生じる。
温泉供給の維持（観光商工課） ・災害が発生した場合、温泉事業者と連携して、源泉及び温泉供給施設等の被災状況を確認できる体制を構築する必要がある。
デジタル技術の活用（建設水道課） ・国土強靭化の取組を効率的に進めるために、現場におけるドローンの活用等のデジタル技術の活用を推進する必要がある。

2-1 横断的分野　リスクコミュニケーション
ハザードマップによる災害危険個所等の周知（総務課） 《洪水ハザードマップの作成》 ・水防法に基づき、洪水浸水想定区域が指定された場合には、市町村は洪水ハザードマップの作成が義務付けられており、本町においては、洪水ハザードマップ（防災マップ等を含む）を作成済みであるが、想定最大規模の降雨に対応した洪水ハザードマップの作成が必要である。また、今後、想定最大規模の降雨へ対応した洪水ハザードマップの見直しについても検討する必要がある。 《土砂災害ハザードマップの作成》 ・土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域等の指定が行われた場合、市町村は土砂災害ハザードマップを作成する必要があり、本町においては、土砂災害ハザードマップを作成済みである。 ・土砂災害防止対策基本方針の改定（R2.8）を踏まえ、高精度な地形情報を用いて抽出した、新たな「土砂災害が発生するおそれのある箇所」の土砂災害警戒区域等の指定箇所について、指定の進捗に応じ、今後、土砂災害ハザードマップへの反映が必要である。
ハザードマップによる災害危険個所等の周知（建設水道課） 《内水ハザードマップの作成》 ・令和３年度に水防法が改正され、想定最大規模降雨による浸水想定区域を反映した内水ハザードマップの作成と公表が求められている。
ハザードマップによる災害危険個所等の周知（農林課） 《ため池ハザードマップの作成》 ・岩手県では、ため池や農業用ダムの漏水・決壊を防止するため、計画的にため池等の点検・調査と保全対策を行っているが、町においては、ため池決壊の浸水想定図に基づいたハザードマップの作成と住民への公表を求められている。また、防災訓練等に活用するなど、ハード・ソフトを組み合わせた対策を講じる必要がある。
ハザードマップによる災害危険個所等の周知（観光商工課） 《火山ハザードマップの周知》 ・岩手県では、常時観測３火山（岩手山、秋田駒ヶ岳、栗駒山）の全てにおいて、火山ハザードマップを作成している。 ・町では、住民並びに登山者に対し、火山ハザードマップ及び火山防災対策の周知を図る必要がある。

2-1 横断的分野　リスクコミュニケーション（つづき）
防災情報提供・普及啓発の充実（総務課） 《土砂災害警戒情報の周知》 ・降雨による土砂災害の危険性が高まった際に発表している土砂災害警戒情報について、気象庁では令和８年度から新しい情報の運用を開始する予定であり、町もその内容等を踏まえ、適宜、見直しを行う必要がある。 《土砂災害警戒区域等を明示した標識の設置》 ・住民等が日常から土砂災害の危険性を認識できるよう、土砂災害警戒区域等を明示した標識を現地に設置することにより、土砂災害警戒区域等の認知度の向上を図る必要がある。 《防災意識向上に向けた地域住民等への普及啓発》 ・岩手県が派遣する岩手県地域防災サポーター等を活用し、自主防災組織の重要性について講習を行う等、組織化及び活動の活性化を図るほか、自主防災組織の中核となって活動する人材の養成を図る必要がある。 《水害に関する情報提供等の強化》 ・洪水等の水害の激甚化・頻発化により洪水等からの逃げ遅れや社会経済被害が発生しており、多様な連携体制の構築を図り、水害に関する情報提供を充実させる必要がある。 《孤立可能性集落対策》 ・土砂災害や雪崩等による交通の途絶により孤立が想定され、孤立集落の発生を想定した防災訓練を実施する必要がある。
防災情報提供・普及啓発の充実（町民課） 《災害情報の円滑な伝達・災害情報システムの整備》 ・Ｊ－アラートとＩＰ告知サービスを接続している。
学校における防災教育等の推進（学務課） 《学校における継続的な防災訓練や防災教育等の推進》 ・学校や職場、地域の自治組織等を通じた継続的な防災訓練や防災教育を進めていく必要がある。 《「いわての復興教育」【そなえる】を核とした防災教育の推進》【再掲】 ・改訂した復興教育副読本は、様々な自然災害について学習できる内容になっており、各学校において積極的に活用し、児童生徒の防災意識を高めていくよう働きかけていく必要がある。 ・学校、家庭、地域、関係機関・団体等が連携した地域連携型の防災教育の推進と教員研修の充実を図り、発達段階に応じた防災教育を働きかけていく必要がある。

2-1 横断的分野　リスクコミュニケーション（つづき）
関係機関との連携の促進（生涯学習課） 《文化財の耐震化等》 ・展示物・収蔵物の被害を最小限にとどめるため、民俗資料館及び美術館等における展示方法・収蔵方法等の点検や、文化財の保存対策を進める必要がある。
関係機関との連携の促進（農林課） 《クマによる被害防止》【再掲】 ・岩手県と連携し、県内に生息する地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図りながら、人身被害の防止及び農林業等被害の軽減に取り組む必要がある。

2-2 横断的分野　老朽化対策
公共施設等の総合的・計画的な管理の推進（総務課） 《公共施設等総合管理計画の策定》 ・高度成長期に集中的に整備されたインフラ等の公共施設等が一斉に老朽化し、今後、大量に更新・修繕の時期を迎える一方、人口減少・少子高齢化等による利用需要の変化が見込まれる。 ・厳しい財政状況、人口減少問題に直面する現状を踏まえ、将来に向けた財政負担の軽減・平準化と公共施設等の最適な配置を実現するため、老朽化等の現状及び将来見通しを整理・分析し、国のインフラ長寿命化基本計画の行動計画に位置付けられる「西和賀町公共施設等総合管理計画」を平成 28 年度に策定し、平成 29 年度以降、順次、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める個別施設計画を策定し、計画的な公共施設マネジメントの取組を推進している。 ・令和７年度に全面改訂を行った「西和賀町公共施設等総合管理計画」に基づいて、学校施設も含め、施設類型別の老朽化比率を明示し、計画に定める整備の優先度と財政見通しを連動させるなど、より実効的な公共施設マネジメントを推進する。 《役場庁舎等の老朽化対策》 ・大規模災害時においても災害対策本部機能を維持するため、湯田庁舎及び沢内庁舎については、耐震化及び長寿命化を図っているが、計画的な保全、補修、修繕等を実施する必要がある。
公営住宅の老朽化対策等（建設水道課） ・公営住宅等長寿命化計画の見直しを行いながら、計画的で効率的な老朽化対策と維持管理を推進する必要がある。 ・水害や土砂災害等により被害を受けるおそれのある既存住宅について、入居者の安全を確保する必要がある。
上下水道施設等の老朽化対策（建設水道課） 《水道施設の老朽化対策》 ・災害時においても給水機能を確保するため、水道施設の計画的な老朽化対策及び耐震化対策を促進する必要がある。 ［現状］ 水道基幹管路の耐震適合率：33.6％（R5）　岩手県 49.7％（R5） 耐震適合性のある水道基幹管路の整備延長：30,905m（R5） 《下水道施設の老朽化対策》 ・管渠施設、処理場、ポンプ施設のストックマネジメント計画に基づき、計画的かつ効率的な維持管理を図る必要がある。

2-2 横断的分野　老朽化対策（つづき）
道路、橋梁、トンネル等の老朽化対策（町民課） 《交通安全施設の老朽化対策》 ・老朽化した交通安全施設(道路反射鏡）の更新整備を行う必要がある。
道路、橋梁、トンネル等の老朽化対策（農林課） 《農林道等の老朽化対策》 ・一定要件農道橋の点検診断の実施率は 100％（R6）となっている。 ・農道は大規模災害時における迂回路や緊急時の輸送路等としての機能を有していることから、計画的に整備するとともに、老朽箇所の点検診断等を踏まえた補強等の保全対策を円滑に進めるため、岩手県との連携を強化していく必要がある。 ・林道橋の点検診断の実施率は 100％（R6）となっている。 ・インフラ長寿命化個別施設計画を作成し、５年に一度のサイクルで林道橋等の定期点検を実施する。また、点検結果に基づき、維持管理・修繕を実施する。 ［現状］ 基幹農道の保全対策整備延長：0.0km（R6） 林道橋・林道トンネルを対象とした保全整備率：0％（R6）
道路、橋梁、トンネル等の老朽化対策（建設水道課） 《道路施設の老朽化対策》 ・道路施設(橋梁、トンネル)の個別施設計画は策定済みであるが、今後、定期点検結果等を踏まえ、計画を更新していく必要がある。 ・異状が生じた場合に交通に大きな支障を及ぼすおそれがある橋梁及びトンネル等の道路施設について、早期に修繕等が必要な施設が存在しており、個別施設計画に基づいて計画的な修繕等を推進する必要がある。 ・その他、舗装や法面、道路付属物等の道路施設についても、適切な維持管理を行っていく必要がある。また、新技術やＤＸ等を活用し、効果的・効率的な点検や修繕に取り組む必要がある。
河川管理施設及び砂防関係施設の老朽化対策（建設水道課） 《河川管理施設の老朽化対策》 ・老朽化した護岸の補修等適切な維持管理を推進していく必要がある。
農地・農業用施設の老朽化対策（農林課） 《農業の生産基盤の老朽化対策》 ・洪水防止機能や土砂崩壊防止機能など、農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮するため、多面的機能支払制度を活用した農地や農業水利施設等の保全管理を推進する必要がある。 ・農業水利施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図るため、計画的な予防保全対策や適時適切な補修・更新などを推進する必要がある。

2-3 横断的分野　人口減少・少子高齢化対策

共助機能の維持・強化（総務課）

《消防団活動の充実強化》

・消防団は、地域防災の中核的な存在として、消火活動や水防活動をはじめ、大規模災害時における住民の避難誘導や災害防御など重要な役割を担っているが、年々消防団員数が減少している。

・地域住民の消防団活動への理解と入団促進を図るため、住民に対する啓発活動や岩手県からの情報提供等の支援、効果的な活動に向けた装備の充実を行っていく必要がある。

［現状］

消防団の条例定数充足率：62.3％（R7）　岩手県 79.5％（R6）　※４月１日現在

《自主防災組織の結成及び活性化支援》

・災害による被害の軽減を図るためには、公的な組織の防災体制の整備にとどまらず、地域住民による避難誘導、救護等の自主的な防災活動が大きな役割を果たすことから、地域住民の連帯意識に基づく自主防災組織が重要である。

・岩手県が派遣する岩手県地域防災サポーター等を活用し、自主防災組織の重要性について講習を行う等、組織化及び活動の活性化を図るほか、自主防災組織の中核となって活動する人材の養成を図る必要がある。

《地域コミュニティにおける防災体制の強化》

・人口減少・高齢化により自主防災組織や消防団等の維持が困難となっており、地域の防災活動における持続可能な共助のあり方について検討の上、自主防災組織・消防団の活動の活性化を図りながら、多様な主体が参画する共助の体制を構築していく必要がある。

要配慮者等への支援（健康福祉課）

《要配慮者（高齢者）への福祉的支援》

・認知症高齢者及びその家族が安心して避難所生活を送れるよう、認知症に対する正しい知識と理解の促進を図る必要があることから、認知症サポーターの養成に取り組んだ結果、サポーター数は増加しているが、今後も、認知症高齢者の増加が見込まれていることから、取組を継続する必要がある。

・災害時等において介護老人福祉施設や障害福祉施設等の業務を継続するため、施設間の支援体制を進めている関係団体の取組を支援していく必要がある。

・高齢者が避難所などで生活する場合、孤立化や生活不活発病を防止することが必要であることから、住民主体の介護予防や通いの場の充実のための取組が進められているが、今後も、要配慮者(高齢者)の増加が見込まれていることから、継続した取組が必要ある。

［現状］　認知症サポーター養成数：153 人（R6）

2-3 横断的分野　人口減少・少子高齢化対策（つづき）
地域コミュニティの維持・強化（総務課） 《地域コミュニティ力の強化》 ・人口減少や少子高齢化の進行、新型コロナウイルス感染症の影響等によるコミュニティ活動への参加の機会の減少等により地域コミュニティの機能低下や担い手不足が危惧され、持続可能な地域コミュニティづくりとコミュニティを支える人材の育成に向けた対策等は急務となっている。 ・地域コミュニティ活動に対する意識の普及啓発や地域内外の人材を活用しながら、地域活動の担い手の育成に取り組んでいる。
地域コミュニティの維持・強化（農林課） 《地域コミュニティ力の強化》 ・多面的機能支払制度を活用した地域共同活動による農地や農業水利施設等の保全管理や、国の森林・山村多面的機能発揮対策交付金を活用した地域住民等による里山林等の保全管理活動等への支援を通じ、地域コミュニティの維持・活性化を推進する必要がある。 《都市と農村の交流等による地域コミュニティの維持・活性化》 ・地域コミュニティ力強化のため、複数の集落の機能を補完して、農用地活動保全や生活支援活動、防災活動など、地域コミュニティの維持・活性化に資する取組を進める必要がある。 《農林水産業の担い手の確保・育成》 ・生産資材価格の高騰や高齢化の進行等による従事者の減少などの課題を抱える中、食料供給基地としての役割を果たしていくためには、供給体制を支える担い手の確保・育成が必要である。 ・農業においては、地域農業の核となる経営体を育成するとともに、新規就農者の確保・育成や、多様な農業人材の確保に取り組む必要がある。 ・林業においては、意欲と能力のある林業経営体等の能力向上や新規就業者の確保、現場技術者の育成などに取り組む必要がある。 ［現状］ リーディング経営体の育成数（累計）：３経営体（R6） いわてアグリフロンティアスクールの修了生（累計）：８人（R6） いわて林業アカデミーの修了生（累計）：１人（R6）
地域コミュニティの維持・強化（生涯学習課） 《都市と農村の交流等による地域コミュニティの維持・活性化》 ・農山村に受け継がれてきた伝統行事や食文化などの地域資源を活用した都市と地域住民の交流・連携活動を促進する必要がある。

2-3 横断的分野　人口減少・少子高齢化対策（つづき）
地域コミュニティの維持・強化（建設水道課） 《建設業の担い手の確保・育成》 ・地域の建設企業が、良質な社会資本の整備や維持管理、災害時の緊急対策等の役割を果たしていくためには、機械の維持・更新や人材の確保等について安定して取り組んでいくことや、社会経済情勢に応じた経営力・営業力の強化等が必要である。 ・近年、大規模な自然災害が多発しており、地域の建設企業が災害発生時に即時に対応できる体制を確保、維持していく必要がある。 《デジタル技術を活用した人材の確保・育成》 ・建設業における担い手の確保・育成のため、ＩＣＴの活用等による生産性の向上や、建設キャリアアップシステム活用による処遇の改善、週休２日工事の促進等による働き方改革の一層の推進が必要である。 ・高度経済成長期以降に集中的に整備された社会資本の老朽化が加速度的に進行する中、維持管理業務を担う地方公共団体の技術系職員は減少を続けており、インフラメンテナンスを効率的・効果的に推進していく必要がある。
地域コミュニティの維持・強化（企画財政課） 《空き家対策》 ・人口減少社会の到来に伴い、空き家が増加している状況にある。 ・倒壊のおそれがある空き家や住宅密集地における空き家は、大規模災害発生時、倒壊による避難経路の閉塞や火災発生、類焼のリスクが高い。また、防犯上や環境衛生上も、周辺に悪影響を与えている。 ・大規模災害発生時の空き家の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、岩手県等と連携して、倒壊のおそれ等がある危険な空き家（特定空家）の解体を促す必要があり、また、活用が可能な空き家の再利用等を図るなど、地域課題を解決するため、空き家活用による移住・定住・交流の促進といった、総合的な空き家対策を推進する必要がある。

2-4 横断的分野　人材育成
地域の防災に関する人材育成（総務課） 《防災人材の育成》 ・災害による被害の軽減を図るためには、公的な組織の防災体制の整備にとどまらず、地域住民による避難誘導、救護等の自主的な防災活動が大きな役割を果たすことから、地域住民の連帯意識に基づく自主防災組織の重要性が高まっている。 ・岩手県が派遣する岩手県地域防災サポーター等を活用し、自主防災組織の重要性について講習を行う等、組織化及び活動の活性化を図るほか、自主防災組織の中核となって活動する人材の養成を図る必要がある。 《災害対応に係る行政職員の人材育成》 ・被災者の生活の迅速な復旧を図るため、指定避難所の運営管理、罹災証明書交付等の多様な災害対応業務を円滑に処理できる行政職員の育成を推進する必要がある。
地域の防災に関する人材育成（生涯学習課） 《防災人材の育成》 ・地域防災力の向上を図るためには、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策が重要であり、防災人材の育成に当たっては、男女共同参画の視点を取り入れた取組を進める必要がある。
医療・福祉等に関する人材育成（健康福祉課） 《要配慮者（高齢者・障がい者等）への福祉的支援》 ・認知症高齢者及びその家族が安心して避難所生活を送れるよう、認知症に対する正しい知識と理解の促進を図る必要があることから、認知症サポーターの養成に取り組んだ結果、サポーター数は増加しているが、今後も認知症高齢者の増加が見込まれていることから、取組を継続する必要がある。
防災教育等の推進（学務課） 《学校における継続的な防災訓練や防災教育等の推進》【再掲】 ・学校や職場、地域の自治組織等を通じた継続的な防災訓練や防災教育を進めていく必要がある。 《「いわての復興教育」【そなえる】を核とした防災教育の推進》【再掲】 ・改訂した復興教育副読本は、様々な自然災害について学習できる内容になっており、各学校において積極的に活用し、児童生徒の防災意識を高めていくよう働きかけていく必要がある。 ・学校、家庭、地域、関係機関・団体等が連携した地域連携型の防災教育の推進と教員研修の充実を図り、発達段階に応じた防災教育を働きかけていく必要がある。

2-4 横断的分野　人材育成（つづき）
中小企業の担い手の確保・育成（観光商工課） 《民間事業者の人材育成》【再掲】 ・民間事業者による自助・共助の取組を強化するため、民間事業者の内部でのＢＣＰの担い手に加えて、商工会が作成する事業継続力強化支援計画を通じ、地域をけん引する専門人材を育成するなど、民間における人材育成に取り組み、地域力を高める必要がある。
農林水産業の担い手の確保・育成（農林課）【再掲】 ・生産資材価格の高騰や高齢化の進行等による従事者の減少などの課題を抱えている中、食料供給基地としての役割を果たしていくためには、供給体制を支える担い手の確保・育成が必要である。 ・農業においては、地域農業の核となる経営体を育成するとともに、新規就農者の確保・育成や、多様な農業人材の確保に取り組む必要がある。 ・林業においては、意欲と能力のある林業経営体等の能力向上や新規就業者の確保、現場技術者の育成などに取り組む必要がある。
建設業等の担い手の確保・育成（建設水道課） 《建設業の担い手の確保・育成》【再掲】 ・地域の建設企業が、良質な社会資本の整備や維持管理、災害時の緊急対策等の役割を果たしていくためには、機械の維持・更新や人材の確保等について安定して取り組んでいくことや、社会経済情勢に応じた経営力・営業力の強化等が必要である。 ・近年、大規模な自然災害が多発しており、地域の建設企業が災害発生時に即時に対応できる体制を確保、維持していく必要がある。 《デジタル技術を活用した人材の確保・育成》【再掲】 ・建設業における担い手の確保・育成のため、ＩＣＴの活用等による生産性の向上や、建設キャリアアップシステム活用による処遇の改善、週休２日工事の促進等による働き方改革の一層の推進が必要である。 ・高度経済成長期以降に集中的に整備された社会資本の老朽化が加速度的に進行する中、維持管理業務を担う町の技術系職員は減少傾向にあることから、インフラメンテナンスを効率的・効果的に推進していく必要がある。

2-5 横断的分野　官民連携
避難行動の支援（総務課） ・高齢者や障がい者などの災害発生時の避難支援などが迅速かつ的確に行われるよう、平常時から避難支援等関係者に名簿を提供し、発災時に名簿を活用した避難支援を行うことができる体制づくりを促すとともに、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき具体的な避難方法等を定めた個別避難計画の策定を促進する必要がある。
支援物資の供給等に係る連携体制の構築（総務課） 《支援物資の供給等に係る応援協定等の締結》【再掲】 ・各行政区（29 行政区）に非常用発電機を配置している。 ・災害発生直後から飲料水、食料、生活必需品等の流通が確保されるまでの間、被災者の生活を支えるため、必要な物資の確保を行うとともに、住民及び事業所における物資の備蓄を促進する必要がある。 ・物資等を確保するために災害時における応援協定を締結し、他市町村及び関係団体からの物資調達に係る体制を整備する必要がある。 《緊急車両等への石油燃料供給の確保》【再掲】 ・災害時において、緊急車両等（物資運搬用トラックを含む）への応急対策用燃料等を安定的に確保するため、石油商業協同組合との間で協定を締結している。 ・協定が災害時に有効に機能するよう、随時、協定の見直しや防災訓練の実施などにより連携強化を図る必要がある。 ［現状］ 応援協定先：岩手県石油商業協同組合北上地区支部
支援物資の供給等に係る連携体制の構築（健康福祉課） 《要配慮者（難病患者等）への医療的支援》【再掲】 ・災害時に在宅において非常用電源装置の必要な者の実態把握は未着手である。 ・災害時における在宅酸素など非常用電源の必要な者に対応した設備は確保していない。
支援物資の供給等に係る連携体制の構築（観光商工課） 《支援物資の供給等に係る協力要請等》【再掲】 ・災害時における生活必需品、食料及び飲料の確保等において、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合の物資の調達、輸送について岩手県及び事業者へ協力要請することとしている。
支援物資の供給等に係る連携体制の構築（町立西和賀さわうち病院） 《災害用医薬品等の確保》【再掲】 ・災害用医薬品等及び支援薬剤師の確保について、国、岩手県及び関係団体、事業者と連携した災害用医薬品の供給体制等を整備する必要がある。

2-5 横断的分野　官民連携（つづき）
応急給水の確保に係る連携体制の整備（建設水道課） 《応急給水》 ・災害時において、被災者が必要とする最小限の飲料水の供給が確保できるよう、応急給水資機材の整備の促進を図る必要がある。 ・災害時の飲料水の確保について、飲料水メーカーに協力要請ができる体制を構築する必要がある。 ・災害時に、応急給水活動が円滑に行われるよう、防災訓練などを通じて、関係機関との連携体制の強化を図る必要がある。 《水道施設の応急復旧》 ・円滑な応急対策のため、応急復旧用資機材の備蓄の促進を図る必要がある。 ・水道工事業の団体を通じ応急復旧について、協力要請ができる体制を構築する必要がある。 ・災害時に、応急復旧活動が円滑に行われるよう、防災訓練を継続し、関係機関との連携体制の強化を図る必要がある。
災害廃棄物処理対策（総務課） 《協定等の締結・確認、機動的な連携体制の構築》【再掲】 ・災害が発生した場合に、地域防災計画に基づき、岩手県と連携しながら災害廃棄物の円滑な処理を行うため、日頃から、協力事業者等に関する情報を共有するなど、関係機関の連携を推進する必要がある。 ・災害が発生した場合、町と岩手県産業資源循環協会が締結した協定に基づき、円滑に災害廃棄物処理やし尿の収集運搬等の協力が行われるよう、日頃から協定書の確認を行うなど、関係機関の連携を推進する必要がある。
鉄道の耐災害性確保・体制整備（企画財政課） ・災害発生時における鉄道利用者の安全性確保及び救援物資等の輸送に必要な鉄道機能を維持するため、鉄道事業者による橋梁や高架の耐震補強など、鉄道施設の耐災害性をより一層確保するよう、関係機関へ働きかける必要がある。
情報通信利用環境の整備（総務課） ・発災後の情報通信基盤の障害状況を把握するため、通信事業者・放送事業者と引き続き連絡体制を維持する必要がある。
災害時連携体制整備（総務課） 《災害時の連携が必要とされる団体との協定締結》 ・町が所管する公共土木施設等が災害により被災した場合等における被災情報の収集や障害物除去等の応急対策業務等の実施について、建設業関連団体に協力を要請するための協定を締結し、災害時における応急対策の実施体制を構築している。 ［現状］にしわが建設会、西和賀町建築災害安全協力会

2-6 横断的分野　デジタル活用
災害対処能力の向上（総務課） 《防災ＤＸの推進》 ・災害時に活用が想定されるドローンを保有しているが、操作する人材の育成・確保など具体的な活用方策の検討が必要である。 ・紙ベースで受付を行っている避難所対応業務など、防災分野ではアナログな仕組みが多く、災害発生時に膨大な事務が想定されることから、改善策を検討する必要がある。
医療情報のバックアップ体制の構築（町立西和賀さわうち病院） 《医療情報の連携、バックアップの前提である医療情報の電子化》【再掲】 ・災害時に医療機関に保管されていた紙のカルテやサーバ等の機器が流出した事案を踏まえ、災害時においても適切な医療が提供できるよう、遠隔地へバックアップする体制構築をさらに推進する必要がある。
円滑な通行の確保（建設水道課） 《道路の通行止めや迂回路などの情報共有・運用》 ・道路通行規制時における円滑な通行の確保を図るため、道路通行規制等の情報を提供・発信していく必要がある。
デジタル技術の活用（建設水道課）【再掲】 ・国土強靭化の取組を効率的に進めるために、現場におけるドローンの活用等のデジタル技術の活用を推進する必要がある。
洪水ハザードマップの作成（総務課）【再掲】 ・水防法に基づき、洪水浸水想定区域が指定された場合には、洪水ハザードマップの作成が義務付けられており、岩手県の区域指定に伴い、本町において防災ハザードマップに反映させる必要がある。
道路、橋梁、トンネル等の老朽化対策（町民課） 《交通安全施設の老朽化対策》【再掲】 ・老朽化した交通安全施設（道路反射鏡）の更新整備を行う必要がある。
道路、橋梁、トンネル等の老朽化対策（建設水道課） 《道路施設の老朽化対策》【再掲】 ・道路施設（橋梁、トンネル）の個別施設計画は策定済みであるが、今後、定期点検結果等を踏まえ、計画を更新していく必要がある。 ・異状が生じた場合に交通に大きな支障を及ぼすおそれがある橋梁及びトンネル等の道路施設について、早期に修繕等が必要な施設が存在しており、個別施設計画に基づいて計画的な修繕等を推進する必要がある。

2-6 横断的分野　デジタル活用（つづき）
道路、橋梁、トンネル等の老朽化対策（建設水道課）（つづき） ・その他、舗装や法面、道路付属物等の道路施設についても、適切な維持管理を行っていく必要がある。また、新技術やＤＸ等を活用し、効果的・効率的な点検や修繕に取り組む必要がある。
河川管理施設及び砂防関係施設の老朽化対策（建設水道課） 《河川管理施設の老朽化対策》【再掲】 ・老朽化した護岸の補修等適切な維持管理を推進していく必要がある。
建設業等の担い手の確保・育成（建設水道課） 《建設業の担い手の確保・育成》【再掲】 ・地域の建設企業が、良質な社会資本の整備や維持管理、災害時の緊急対策等の役割を果たしていくためには、機械の維持・更新や人材の確保等について安定して取り組んでいくことや、社会経済情勢に応じた経営力・営業力の強化等が必要である。 ・近年、大規模な自然災害が多発しており、地域の建設企業が災害発生時に即時に対応できる体制を確保、維持していく必要がある。 《デジタル技術を活用した人材の確保・育成》【再掲】 ・建設業における担い手の確保・育成のため、ＩＣＴの活用等による生産性の向上や、建設キャリアアップシステム活用による処遇の改善、週休２日工事の促進等による働き方改革の一層の推進が必要である。 ・高度経済成長期以降に集中的に整備された社会資本の老朽化が加速度的に進行する中、維持管理業務を担う町の技術系職員は減少傾向にあることから、インフラメンテナンスを効率的・効果的に推進していく必要がある。
災害時連携体制整備（総務課） 《災害時の連携が必要とされる団体との協定締結》【再掲】 ・町が所管する公共土木施設等が災害により被災した場合等における被災情報の収集や障害物除去等の応急対策業務等の実施について、建設業関連団体に協力を要請するための協定を締結し、災害時における応急対策の実施体制を構築している。 ［現状］ にしわが建設会、西和賀町建築災害安全協力会

第５章　脆弱性評価に基づく対応方策

１　個別施策分野

本町の強靭化に向けて、主に本町が取り組むべき、個別施策分野ごとの対応方策は次のとおりです。

1-1 個別施策分野　行政機能・情報通信・防災教育
災害対策本部を設置する庁舎機能等の強化（総務課） ・大地震等の大規模災害時に防災拠点としての機能を果たす湯田庁舎及び沢内庁舎については、耐震化及び長寿命化を図っている。
避難体制整備（総務課） 《避難場所及び避難所の指定・整備》 ・避難所は、自主防災組織（住民）と町が連携して運営を行うものであることから、避難施設の充実を図るとともに、避難所運営訓練を行い運営に携わる者が効果的に活動できる体制を整える。 ・避難施設が有する災害危険度を判定し避難所の指定の見直しを行う。 ・災害リスクを有する避難施設については、リスクに関する情報を施設に掲示するほか、避難先とする場合の注意事項等を住民説明等により周知を図る。 《避難指示等発令基準の策定》 ・避難指示等については、警戒レベルを用いて適切なタイミングで発令する。 ・発令基準は、近年の災害を踏まえた発令基準に逐次見直しを行う。
支援物資の供給等に係る広域連携体制の構築（総務課） ・町、岩手県、その他防災関係機関は、その備蓄する物資等の供給に関し、相互に協力するよう努める。 ・支援物資が不足する場合には、岩手県等に供給、あっせんを要請する。その他、企業、団体等から提供される救援物資を受け入れる。 ・災害発生時に物資を速やかに調達するため、協定締結企業者との連絡体制を常に最新のものになるよう更新を行う。
支援物資の供給等に係る広域連携体制の構築（健康福祉課） 《要配慮者（難病患者等）への医療的支援》 ・在宅酸素など非常用電源を必要とする者については、医療機関からの対応が難しい場合は、公的施設を活用しての電源供給が可能となるよう取組を進める。
支援物資の供給等に係る広域連携体制の構築（観光商工課） 《支援物資の供給等に係る協力要請》 ・災害発生時に物資を調達する必要があると認められる場合に、岩手県及び事業者に協力要請し、救援物資の受入れや供給を行う。

1-1 個別施策分野　行政機能・情報通信・防災教育（つづき）
支援物資の供給等に係る広域連携体制の構築（町立西和賀さわうち病院） 《災害用医薬品等の確保》 ・災害用医薬品等及び支援薬剤師の確保について、災害用医薬品の供給体制等の整備を推進し、国、岩手県及び関係団体、事業者との連携強化を図る。
県外自治体との広域応援・受援体制の整備（総務課） ・大規模災害が発生した場合に、災害対策要員、物資等について広域的な応援を受けられるよう全国の自治体との相互応援協定を締結するよう努める。 ・災害時に迅速に応援を受けられるよう集結地の事前指定、応援先との連絡担当者の把握等の受援体制の整備に努める。
技術職員等による応援体制の構築（総務課） ・「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」等に基づき、災害時における応援要請を行う。 ・大規模な災害の発生を覚知したときは、あらかじめ締結した応援協定に基づき、速やかに応援体制を構築する。 ・所管する事務に関係する団体等と応援協定の締結を進める。
技術職員等による応援体制の構築（健康福祉課） ・必要な専門職の確保に取り組む。
災害対処能力の向上（総務課） 《災害対応に係る行政職員の人材育成》 ・災害対応業務を円滑に処理するために必要なマニュアル等の整備・普及徹底に努める。 ・被災者の生活の迅速な復旧を図るため、指定避難所の運営管理、罹災証明書交付などの多様な災害対応業務を円滑に処理できる行政職員の育成を推進する。 《防災ＤＸの推進》 ・新たな災害情報システム等の情報収集・研究や災害時のドローンの利用促進など、災害対応に係る様々な場面でデジタル技術を活用し、災害対応力を強化する防災ＤＸに取り組む。
災害対処能力の向上（健康福祉課） 《災害対応に係る行政職員の人材育成》 ・災害時に多様に対応できるよう職員の訓練を行う。
災害対策用装備資機材等の更新整備（総務課） ・災害時の非常連絡手段として配備している衛星携帯電話について、非常時において適切に使用できるよう機能維持を図る。

1-1 個別施策分野　行政機能・情報通信・防災教育（つづき）
地域の消防力の強化（総務課） 《消防本部・消防署等庁舎の強化》 ・新消防署に隣接する町立西和賀さわうち病院との業務連携による円滑な救急体制の向上、本町の消防防災の中枢を担う拠点施設として、より一層の消防防災体制の充実を図る。 《消防団活動の充実強化》 ・地域防災力の中核的な担い手として、消防団員数の確保や効果的な活動に向けた装備の充実を図るとともに、求められる役割に的確に対応した教育訓練を実施することなどにより、消防団活動の充実強化を図る。
防災ヘリコプターの円滑な運航の確保（総務課） ・災害時において、広域的かつ機動的な対応を図るため、防災ヘリコプターによる災害応急対策活動等を実施する。
防災ヘリコプターの円滑な運航の確保（町立西和賀さわうち病院） ・ヘリコプターを保有する防災関係機関との連携体制を確立するとともに、大規模災害の発生時における活動の効率的な調整を図る。
防火対策（総務課） ・消防法に定める防火対象物の防火管理体制の強化を図る。 ・消防法に定める既存特定防火対象物の火災から人命の安全確保を図るため、現行基準に基づく消防用施設等の設置及びその適正な維持管理を指導する。 ・事業場、住家、その他の防火対象物から火災の予防及び火災による被害の軽減を図るため、防火査察の強化並びに住民に対する防火思想及び防災知識の普及活動を推進し、火災予防の徹底を期するよう指導する。
学校施設・公立社会体育施設等の耐震化（学務課） 《公立学校施設の耐震化》 ・町内小中学校の耐震診断の結果、耐震基準未満であった小学校２校、中学校１校について、個別に方針を検討し、小学校１校、中学校１校については平成 24 年度までに耐震補強工事を、小学校１校を平成 25 年度に解体し、耐震化への対応を完了している。今後も学校施設の安全確保及び避難場所としての防災機能強化を図り、学校の安全を確保する取組を推進する。
学校施設・公立社会体育施設等の耐震化（生涯学習課） 《公立社会体育施設等の耐震化》 ・社会体育施設の安全確保及び避難場所としての防災機能強化を図るため、引き続き施設の耐震対策など安全を確保する取組を推進する。 ・未策定である個別施設計画の策定を進めていくとともに、計画に基づく老朽化対策や適切な維持管理を着実に推進する。

1-1 個別施策分野　行政機能・情報通信・防災教育（つづき）
学校防災体制の確立（学務課） 《危機管理マニュアルの見直し・検証》 ・学校防災体制の確立を図るため、各学校に対して、定期的に危機管理マニュアルの見直しや検証を行うよう働きかける。 ・毎年度当初に各学校に危機管理マニュアルの提出を求める。 《継続的な防災訓練や防災教育等の推進》 ・学校や職場、地域の自治組織等を通じた継続的な防災訓練や防災教育を推進する。
防災教育の推進（学務課） ・毎年度岩手県が開催する防災教育研修会に、町立の小中学校の防災担当の教職員等を参加させる。 ・学校における防災教育を推進する。
「いわての復興教育」【そなえる】を核とした防災教育の推進（学務課） ・災害発生時に児童生徒が的確な判断・行動をできる力を育成するため、各学校における復興教育副読本を積極的に活用した学習を促進する。 ・学校、家庭、地域、関係機関・団体等が連携した地域連携型の防災教育の推進と教員研修の充実を図り、発達段階に応じた防災教育を促進する。
行政情報通信基盤の耐災害性強化（総務課） 《町の行政システムのクラウド化の推進》 ・庁舎被災時においても行政機能が停止することがないよう、行政システムのクラウド化を推進する。
情報通信利用環境の整備（総務課） 《通信事業者・放送事業者との連携》 ・発災後の情報通信基盤の障害状況を速やかに把握できるよう、引き続き通信事業者・放送事業者との連絡体制を維持する。
情報通信利用環境の整備（企画財政課） 《携帯電話等エリア整備》 ・災害時に有効な連絡手段である携帯電話の不感地域を解消するため、国の携帯電話等エリア整備事業を活用して携帯基地局の整備を検討するとともに、通信事業者への働きかけを行う。 《民放ラジオ難聴解消》 ・災害時に多くの住民に対し情報伝達を行うため、国の民放ラジオ難聴解消支援事業を活用した中継局の整備を検討するなど、ラジオの難聴解消に取り組む。

1-1 個別施策分野　行政機能・情報通信・防災教育（つづき）
情報通信利用環境の整備（町民課） 《ブロードバンド利用環境整備》 ・防災告知の観点から、総務課と連携してＩＰ告知サービスへの加入促進を図る。（申請に基づき設置し、負担金、設備利用料を徴収するため義務ではない）
防災訓練の推進（総務課） ・災害対策基本法に基づき、自ら主催者及び実施者となり、防災関係機関、住民に参加を呼びかけ、訓練の目的を明確にしたうえで防災訓練を実施する。

1-2 個別施策分野　住宅・都市
住宅・大規模建築物の耐震化等（観光商工課） 《大規模建築物の耐震化》 ・大規模建築物の耐震化を促進するため、所有者に対する耐震化の啓発や周知を行うほか、国の住宅・建築物安全ストック形成事業及び岩手県の大規模建築物への耐震診断・耐震改修の補助等を活用し、引き続き岩手県と連携しながら耐震化を働きかける。
住宅・大規模建築物の耐震化等（建設水道課） 《住宅・ブロック塀等の耐震化等》 ・住宅の耐震化を一層促進するため、所有者に対する耐震化の啓発や周知を行うほか、国の住宅・建築物安全ストック形成事業等を活用し、岩手県と連携を図りながら、木造住宅の耐震診断・耐震改修の補助等を引き続き実施し、安全対策を促進する。 《住宅・建築物の耐震・耐風対策》 ・地震や強風時における屋根ふき材等の落下や飛来物による被害を抑制するため、国の住宅・建築物安全ストック形成事業等を活用し、岩手県と連携しながら安全対策を促進する。
住宅・大規模建築物の耐震化等（総務課） 《発災時の応急仮設住宅の確保等》 ・発災時に備え、応急仮設住宅を早急に確保するための供給手順等の確認を行う。
公営住宅の老朽化対策等（建設水道課） ・計画的で効率的な維持管理等を推進していくため、国の社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金等を活用し、公営住宅等長寿命化計画に基づく老朽化対策や適切な維持管理を着実に推進する。
空き家対策（企画財政課） 《不良住宅等の解体》 ・倒壊の可能性のある空き家については、特定空き家に認定のうえ、国の密集市街地総合防災事業や空き家対策総合支援事業等を活用した撤去を検討する。 《空き家の活用》 ・不良住宅等の発生抑制のため、利用可能なものは活用するとの考えのもと、空き家バンクへの登録の促進、取得、修繕等への助成による移住・定住・交流の促進、空き家活用等に取り組む人材サポート等への支援によるまちづくり・住まいづくりを推進する。
水道施設の防災機能の強化（建設水道課） ・大規模災害に備え、給水機能を確保するため、今後の水需要等を踏まえた水道施設・基幹管路等の計画的な老朽化対策を促進する。

1-2 個別施策分野　住宅・都市（つづき）
災害時等における下水道復旧支援に関する協定（建設水道課） 《岩手県と市町村との連絡体制強化》 ・災害時の支援が有効に機能するよう、平時より情報連絡訓練を行うなど、岩手県と町との連絡体制強化を図る。
下水道施設の防災機能の強化（建設水道課） 《下水道ＢＣＰの見直し》 ・大規模災害が発生した場合に備え、国土交通省より示された「下水道ＢＣＰ策定マニュアル 2019 年版（地震・津波、水害編）及び 2022 年版（自然災害編）」を基に公共下水道事業業務継続計画（ＢＣＰ）の見直しを継続的に行い、防災機能強化を図る。
内水危険個所の対策（建設水道課） 《内水危険箇所のソフト対策》 ・浸水した区域をマップ化し災害時には重点的に見回る。 《内水危険箇所のハード対策》 ・浸水被害の可能性のある家屋に対して、助言等を実施する。

1-3 個別施策分野　保健医療・福祉
病院・社会福祉施設等の耐震化（健康福祉課） 《社会福祉施設等の耐震化》 ・災害発生時に避難が困難な方が多く入所する施設等の安全・安心を確保するため、耐震診断未実施の施設については診断を実施するよう促すほか、耐震不足の場合は、国の社会福祉施設等施設整備費補助金等を活用し耐震化に取り組むよう指導する。
病院・社会福祉施設等の耐震化（町立西和賀さわうち病院） 《病院の耐震化》 ・災害拠点の町立西和賀さわうち病院は耐震化済みであるが、継続して国の医療提供体制施設整備交付金等を活用した施設改修等の促進を図る。
災害時における医療提供体制の構築（健康福祉課） 《要配慮者（難病患者等）への医療的支援》【再掲】 ・在宅酸素など非常用電源を必要とする者については、医療機関からの対応が難しい場合は、公的施設を活用しての電源供給が可能となるよう取組を進める。 《災害時における医療機能の維持》 ・災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の受入拠点及び連携調整者の確保に取り組む。 ・災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ・ＤＣＡＴ等）の受入拠点及び連携調整者の確保に取り組む。
災害時における医療提供体制の構築（町立西和賀さわうち病院） 《災害時における医療機能の維持》 ・医療機能を支えるために、水や燃料が優先的に配分されるよう関係機関との協力体制を構築するとともに、ＢＣＰの策定等により事業継続性を確保する。
医療情報のバックアップ体制の構築（健康福祉課） ・岩手中部地域医療情報ネットワークにより診療情報等の共有に引き続き取り組む。
医療情報のバックアップ体制の構築（町立西和賀さわうち病院） 《医療情報の連携、バックアップの前提である医療情報の電子化》 ・各保健医療圏における医療・健康情報の共有基盤整備や、国の医療ＤＸによる電子カルテ情報共有サービスの活用推進など、岩手県や関係機関と連携した医療情報のバックアップ体制整備を推進する。
ドクターヘリの運航確保（総務課） ・ドクターヘリによる迅速かつ効率的な対応を推進するため、専用の場外離着陸場の整備やランデブーポイントの確保等を進める。
ドクターヘリの運航確保（町立西和賀さわうち病院） ・ドクターヘリと消防機関との連携の緊密化及びヘリ運用の習熟を目的とした取組を推進するとともに、隣接する西和賀消防署と新たなヘリポートの確保に向けた検討・協議を進める。

1-3 個別施策分野　保健医療・福祉（つづき）
福祉避難所の指定・協定締結（総務課） ・災害時に円滑な福祉避難所の設置・運営が行えるよう、災害救助法の事務に関する研修会を実施するとともに、福祉避難所に指定された福祉施設等の事業者と福祉避難所の開設に備え必要な物資等の確保に向けた協議を進める。
避難行動要支援者名簿の作成・活用（総務課） ・健康福祉課から提供を受けた避難行動要支援者名簿を自主防災組織に提供し、平常時からの見守りや災害時の安否確認、避難誘導など、地域支援体制の充実を図る。
避難行動要支援者名簿の作成・活用（健康福祉課） ・災害時の避難に支援を要する者の特定及び個別計画について、自主防災組織の取組を支援する。
感染症対策（総務課） ・被災地域における感染症の発生を未然に防止するとともに、感染症のまん延を防止するため、関係機関と連携し必要な措置を講じる。
感染症対策（健康福祉課） ・感染症の特性に応じた基本的な感染対策の実施や感染症に係る正しい知識など、健康管理に関し住民に適切な情報提供を行う。
要配慮者等への支援（総務課） ・要配慮者の多様なニーズに十分配慮するとともに、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。 ・被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮する。 ・避難行動要支援者名簿を作成し、警察、消防、社会福祉協議会、住民等の協力を得ながら地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る体制づくりを進める。 ・指定避難所においては、要配慮者の避難状況に応じて障がい者用トイレ、生活に必要な資機材の調達先の確認、協定の締結等に努める。 ・指定避難所内の一般スペースでは生活することが困難な要配慮者については、必要に応じ福祉避難所へ誘導する。 ・広報活動にあたっては、被災者の必要とする情報を選定し、特に要配慮者が必要とする情報について配慮する。また、広聴活動にあたっても、被災者の相談、要望等を広く聴取するものとし、特に要配慮者の相談、要望等について配慮する。 ・在宅の要配慮者については、民生児童委員、社会福祉協議会、福祉ボランティア等の巡回により状況把握や支援を行う。 ・応急仮設住宅の入居者選定にあっては、要配慮者の優先入居、コミュニティの維持・構築に配慮する。

1-3 個別施策分野　保健医療・福祉（つづき）
要配慮者等への支援（健康福祉課） 《福祉避難所等における福祉的支援》 ・災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ・ＤＣＡＴ等）の受入拠点及び連携調整者の確保に取り組む。 《要配慮者（高齢者・障がい者等）への福祉的支援》 ・認知症の人を見守り、支え合う地域づくりを進めるため、認知症サポーター養成講座の開催を継続し、認知症に対する正しい知識と理解の普及を図る。 ・災害時等において介護老人福祉施設等の業務を継続するため、施設間の支援体制を進めている関係団体の取組を支援する。 《災害時における福祉機能の維持》 ・福祉施設において、給水設備及び非常用自家発電設備等の確保を進める。
要配慮者等への支援（町立西和賀さわうち病院） 《災害用医薬品等の確保》【再掲】 ・災害用医薬品等及び支援薬剤師の確保について、災害用医薬品の供給体制等の整備を推進し、国、岩手県及び関係団体、事業者との連携強化を図る。

1-4 個別施策分野　産業
物流機能の維持・確保（総務課） ・物資の輸送にあたっては、岩手県及び町の物資集積・輸送拠点を経て、各指定避難所へ物資が届けられるよう緊急輸送ネットワークの形成を図る。
企業における業務継続体制の強化（観光商工課） 《中小企業の事業継続計画の策定促進》 ・中小企業の事前の防災・減災対策を促進するため、事業継続力強化計画の普及啓発や策定支援など岩手県及び商工団体等と連携した取組を行う。
被災企業への金融支援（総務課） ・町は、被災した中小企業者の施設の復旧に要する資金及び事業資金の融資など、岩手県が講じる措置に協力する。
被災企業への金融支援（観光商工課） 《制度融資による円滑な資金供給》 ・災害発生後、罹災した中小企業者が早期に事業を再開できるよう、岩手県の融資制度の運用を図る。 《甚大な災害発生時における相談対応》 ・災害発生後、被災企業の早期復旧・復興や円滑な資金繰りを支援するため、金融相談窓口を設置する。 ・金融機関や関係商工団体と連携を密にし、相談者が求めるニーズに広く対応し、適切な情報提供を行う。
支援物資の供給等に係る広域連携体制の構築（総務課） 《緊急車両等への石油燃料供給の確保》 ・災害時において、緊急車両等（物資運搬用トラックを含む）への応急対策用燃料等を安定的に確保するため、石油商業協同組合等関係団体との協力関係を構築する。 ・協定が災害時に有効に機能するよう、随時、協定の見直しや防災訓練の実施などにより連携強化を図る。
再生可能エネルギーの導入促進（企画財政課） 《自立・分散型エネルギー供給体制整備》 ・地域が災害時においても一定のエネルギーを賄えるよう、再生可能エネルギーを最大限活用した自立・分散型エネルギー供給システムの構築を推進する。
再生可能エネルギーの導入促進（農林課） 《木質バイオマス利用機器の導入促進、木質燃料の安定供給》 ・公共施設及び民間施設における木質バイオマス利用機器の導入を促進するとともに、木質燃料の安定供給に向け、関係者間での原木等の需給情報の共有と未利用間伐材等の有効活用を推進する。

1-4 個別施策分野　産業（つづき）
電力系統の接続制約の改善等（企画財政課） 《国に対する系統の安定化対策を含む送配電網の充実強化の要望》 ・再生可能エネルギー発電設備の導入における接続制約の解消に向け、引き続き、国、岩手県に対し系統の安定化対策を含む送配電網の充実強化を要望していく。
建設業の育成（建設水道課） 《地域建設企業の安定的な確保》 ・将来にわたって地域維持事業を担う地域建設企業の安定的な確保を図るため、地域の実情を考慮しながら取組を進める。
人材育成を通じた産業の体質強化（観光商工課） 《産業人材の育成基盤強化》 ・各産業におけるネットワークの連携を進め、産業人材の育成基盤を強化するとともに、産業を担う人材の育成や足腰の強い産業の体質強化を促進する。
農林水産業の生産基盤・経営の強化（農林課） 《農地利用の最適化支援》 ・岩手県及び農地中間管理機構との連携による農地の利用調整と担い手への農地の集積・集約化、農業者等が行う荒廃農地の再生利用の取組を支援する。 《効率的かつ安定的な農業経営に向けた生産基盤の整備》 ・農産物の生産コスト低減や作業の効率化を図るため、農地の大区画化や排水対策など生産基盤の整備を推進する。 《効率的かつ安定的な林業経営の確立》 ・効率的かつ安定的な林業経営の確立に向け、森林施業の集約化を促進するとともに、計画的な路網整備を推進し、森林整備事業等による伐採跡地への造林、間伐などを継続して進める。
災害発生時の復旧支援体制・対応能力の強化（農林課） 《農林業者に対する経営再開支援》 ・震災や気象災害を受けた地域においては、農業者や住民の意見を踏まえながら、担い手の確保・育成や施設・機械の整備等、営農再開に向けた実践活動を支援する。
県産食料品の供給体制の強化（観光商工課） 《食料品製造事業者への総合的な支援》 ・地域資源を活用した食料品を安定的に供給するため、関係機関と連携し、食料品製造事業者を総合的に支援し、持続的に事業活動を展開する企業の創出や人材の育成を図る。

1-4 個別施策分野　産業（つづき）
野生鳥獣による農作物被害防止（農林課） 《野生鳥獣による農作物被害防止》 ・野生鳥獣による農作物被害防止に向け、有害鳥獣の捕獲や侵入防止柵の設置、里山周辺の徐間伐等の地域ぐるみの被害防止対策について、岩手県や関係団体と連携して継続的に推進する。 《クマによる被害防止》 ・岩手県と連携し、個体数管理、生息環境管理、被害防除対策、モニタリングに取り組む。

1-5 個別施策分野　国土保全・交通
道路施設の整備等（農林課） 《道路施設の防災対策》 ・農道橋等の点検・診断等を踏まえ、老朽化した施設の保全対策を推進するとともに、必要に応じて危険箇所の再点検を実施する。 ・林道橋等の点検・診断等を踏まえ、国の林業・木材産業成長産業化促進対策等を活用し、老朽化した施設等の保全対策や整備を推進する。
道路施設の整備等（建設水道課） 《道路施設の防災対策》 ・地元住民からの要望を踏まえ、国及び岩手県への要望活動を積極的に行うほか、国や岩手県と連携を図り整備を推進する。 ・定期点検等の結果を踏まえ長寿命化修繕計画の見直しを随時行い、国の社会資本整備総合交付金等を活用しながら、老朽化対策や適切な維持管理を着実に推進する。
冬期の道路交通確保（建設水道課） ・除雪機械の更新や防雪設備等の整備は、特別豪雪地帯の本町にあっては必要不可欠なものであり、気象状況の変化等により新たに対策が必要となった箇所と併せて、国の防災・安全交付金等を活用し、必要な施設の整備を推進する。 ・冬期の立ち往生車両の未然防止のため、適切な道路の除排雪、及び凍結抑制剤の散布を行う。
鉄道の耐災害性確保・体制整備（企画財政課） 《鉄道の安全確保対策等の取組に対する支援》 ・災害発生時における事故発生防止や代替輸送手段の確保のため、関係機関の連携による情報収集や情報の共有化について定めた災害対応マニュアルが有効に機能するよう関係機関との連携強化を図る。 《関係機関との連携強化》 ・災害発生時における救援物資等の輸送手段を確保するため、引き続き関係機関との連携強化を図る。
河川改修等の治水対策（総務課） ・町防災ハザードマップに浸水想定区域を示し、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し水害による被害の軽減を図る。
河川改修等の治水対策（建設水道課） 《河川整備》 ・洪水災害に対する安全度の向上を図るため、河川改修等の整備を実施する。 《立木伐採と堆積土砂の除去》 ・洪水災害に対する安全度を確保するため、河川内の立木伐採及び堆積土砂の除去を実施する。

1-5 個別施策分野　国土保全・交通（つづき）
砂防関係施設の整備等による土砂災害対策（建設水道課） 《土砂災害等に対する住宅等の安全対策》 ・土砂災害等により被害を受けるおそれのある住宅について、関係機関等と連携して、所有者に対して危険性の周知を行うほか、住宅・建築物安全ストック形成事業等を活用し、移転等の安全対策を促進する。 《砂防関係施設の整備》 ・災害履歴のある箇所のほか、避難所、防災拠点、要配慮者利用施設が立地する箇所などを優先して土砂災害対策施設の整備を行うよう岩手県へ要望していく。
農山村地域における防災対策（農林課） 《農地や農業水利施設等の生産基盤整備》 ・洪水防止や土砂崩壊防止機能など農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮するため、農地や農業水利施設等の生産基盤整備を着実に推進する。 《ため池等の保全対策》 ・大雨や地震等による、ため池等の決壊などを未然に防止するため、ため池や農業用ダムの点検・調査を行い、保全対策が必要なものについては補修、更新等を行う。 《山地災害危険地区の把握、計画的な治山施設の整備》 ・大雨等による土石流の発生などの災害を防止するため、山地災害危険地区の把握と、国及び岩手県と連携した治山施設の整備及び森林整備を推進する。
森林資源の適切な保全管理（農林課） 《適切な森林整備》 ・森林の有する国土保全や洪水緩和等の多面的機能の維持・増進を図るため、岩手県や関係団体と連携し、継続して造林や間伐等の森林整備を進める。 《住民への普及啓発》 ・山火事防止に係る普及啓発を図るとともに、山火事の初期消火体制の整備を進める。 《地域住民等の活動支援》 ・国の里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金制度を活用し、地域住民等による里山林の保全管理活動等を支援する。
農林水産業の生産基盤の災害対応能力の強化（農林課） 《農業水利施設等の整備、長寿命化対策》 ・洪水防止や土砂崩壊防止機能など農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮するため、農地や農業水利施設等の生産基盤整備を着実に推進する。 ・農業水利施設の長寿命化と、ライフサイクルコストの低減を図るため、基幹水利施設ストックマネジメント事業による機能診断と、それに基づく計画的な予防保全対策、補修更新などを推進する。

1-5 個別施策分野　国土保全・交通（つづき）
農林水産業の生産基盤の災害対応能力の強化（農林課）（つづき） 《農山村地域の生活道路や農道・林道の計画的な点検診断の実施》 ・農道橋等の点検・診断等を踏まえ、老朽化した施設の保全対策を適切に行う。 ・林道橋等の点検・診断等を踏まえ、国の林業・木材産業成長産業化促進対策等を活用し、老朽化した施設等の保全対策や整備を推進する。
災害廃棄物処理対策（総務課） ・災害によって一時的に発生する大量の廃棄物及び災害後に被災地域から恒常的に発生する廃棄物を、迅速かつ円滑に処理し、被災地域における環境衛生の確保を図る。 ・他の自治体等との連携による広域的な処理体制の確立及び廃棄物処理業者等との連携を図る。
災害廃棄物処理対策（町民課） 《一部事務組合等との連携強化》 ・岩手中部広域行政組合の受入条件等の把握が不可欠であることから、構成市とともに広域行政組合の受け入れ基準等に係る調整を行うとともに、関係機関との連携強化を図る。
地籍調査の実施（税務課） 《国土調査事業完了後における対応》 ・国土調査事業完了後に誤り等が発見された場合、修正等の措置をとる。
渇水対策（農林課） 《渇水に係る情報共有等》 ・現行の用水供給整備水準を超える渇水等は、気候変動等の影響により今後更なる高頻度化・激甚化が進むと思われるため、関係者による情報共有を緊密に行う。
温泉供給の維持（観光商工課） ・災害時における源泉及び温泉供給施設等の被災状況について、温泉事業者を通じて確認できる体制の構築を推進する。
デジタル技術の活用（建設水道課） 《インフラ分野におけるデジタル技術の活用》 ・測量設計調査のＤＸ化等、災害時の早期復旧や事業継続を図るための取組を推進する。 ・国土強靭化の取組を効率的に進めるため、デジタル技術の活用を推進する。 ・建設従事者の高齢化の進行や建設業に適用された時間外労働の上限規制等を踏まえ、ＩＣＴ技術等を活用し、建設業における働き方改革や生産性向上など建設ＤＸの取組を推進する。

2　横断的分野

本町の強靭化に向けて、主に本町が取り組むべき、横断的分野ごとの対応方策は次のとおりです。

2-1 横断的分野　リスクコミュニケーション
ハザードマップによる災害危険箇所等の周知（総務課） 《洪水ハザードマップの作成》 ・洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図るため、想定最大規模の降雨に対応した浸水想定区域の指定を受け、これに対応した洪水ハザードマップの作成、見直しを進める。 ・町ハザードマップ等については、デジタル技術を活用し、位置情報や音声読み上げに対応した機能等、障がい者も含め全ての人に配慮した整備を進める。 《土砂災害ハザードマップの作成》 ・土砂災害警戒区域等の指定を受け、土砂災害ハザードマップの情報更新等を進める。
ハザードマップによる災害危険箇所等の周知（建設水道課） 《内水ハザードマップの作成》 ・令和３年度に水防法が改正され、想定最大規模降雨による浸水想定区域を反映した内水ハザードマップの作成と公表に向けた取組を進める。
ハザードマップによる災害危険箇所等の周知（農林課） 《ため池ハザードマップの作成》 ・ため池や農業用ダムの浸水想定図に基づいた、ハザードマップの作成・見直し及び地域住民への周知の取組を進める。
ハザードマップによる災害危険箇所等の周知（観光商工課） 《火山ハザードマップの周知》 ・岩手県が作成している火山ハザードマップについて、登山者等への周知を行う。
防災情報提供・普及啓発の充実（総務課） 《土砂災害警戒情報の周知》 ・住民の避難行動等に活用するため、国の防災・安全交付金等を活用し、土砂災害警戒情報の精度を高めるとともに、住民にとってわかりやすい情報の提供を推進する。あわせて、土砂災害警戒区域等の認知度の向上等により、地域住民等の円滑な避難を促進するとともに、ドローン等を活用して、土砂災害の実態把握を迅速化することにより、二次災害防止対策の早期実施や警戒避難体制の構築を図る。 《土砂災害警戒区域等を明示した標識の設置》 ・住民等が日常から土砂災害の危険性を認識できるよう、土砂災害警戒区域等を明示した標識を現地に設置する。

2-1 横断的分野　リスクコミュニケーション（つづき）
防災情報提供・普及啓発の充実（総務課）（つづき） 《防災意識向上に向けた地域住民等への普及啓発》 ・住民の防災意識向上のため、防災訓練等において備蓄品の展示等の実施などにより普及啓発を行う。 《水害に関する情報提供等の強化》 ・水害による被害の軽減を図るため、国、岩手県及び市町村で構成する「大規模氾濫減災協議会」を通じ、水害に関する情報提供等に係る具体的な取組を推進する。 《孤立可能性集落対策》 ・各戸の備蓄促進や孤立時の支援体制を構築するとともに、孤立可能性地区における孤立したときの情報連絡訓練や救助訓練を実施する。
防災情報提供・普及啓発の充実（町民課） 《ブロードバンド利用環境整備》【再掲】 ・防災告知の観点から、総務課と連携してＩＰ告知サービスへの加入促進を図る。（申請に基づき設置し、負担金、設備利用料を徴収するため義務ではない）
防災情報提供・普及啓発の充実（健康福祉課） 《水害に関する情報提供等の強化》 ・洪水時等における迅速な避難行動を支援するため、要配慮者利用施設等における避難確保・浸水防止計画やハザードマップ等の作成を支援する。
防災情報提供・普及啓発の充実（観光商工課） 《登山者の安全対策》 ・登山者の安全確保のため、気象庁が提供する火山情報をＳＮＳ等を活用して周知を行う。
学校における防災教育等の推進（学務課） 《継続的な防災訓練や防災教育等の推進》【再掲】 ・学校や職場、地域の自治組織等を通じた継続的な防災訓練や防災教育を推進する。 《「いわての復興教育」【そなえる】を核とした防災教育の推進》【再掲】 ・災害発生時に児童生徒が的確な判断・行動をできる力を育成するため、各学校における復興教育副読本を積極的に活用した学習を促進する。 ・学校、家庭、地域、関係機関・団体等が連携した地域連携型の防災教育の推進と教員研修の充実を図り、発達段階に応じた防災教育を促進する。
関係機関との連携の促進（生涯学習課） 《文化財の保存対策》 ・展示物・収蔵物の被害を最小限にとどめるため、民俗資料館及び美術館等における展示方法・収蔵方法等の点検や、文化財の保存対策を進める。

2-1 横断的分野　リスクコミュニケーション（つづき）
関係機関との連携の促進（農林課） 《クマによる被害防止》【再掲】 ・岩手県と連携し、個体数管理、生息環境管理、被害防除対策、モニタリングに取り組む。

2-2 横断的分野　老朽化対策
公共施設等の総合的・計画的な管理の推進（総務課） 《公共施設等総合管理計画の策定》 ・将来に向けた財政負担の軽減・平準化と公共施設等の最適な配置を実現するため、老朽化等の現状及び将来見通しを整理・分析し、施設の更新・長寿命化など総合的かつ計画的な管理に関する基本方針となる「西和賀町公共施設等総合管理計画」に基づいて、学校施設も含め、施設類型別の老朽化比率を明示し、計画に定める整備の優先度と財政見通しを連動させるなど、より実効的な公共施設マネジメントを推進する。 《役場庁舎等の老朽化対策》 ・大規模災害時においても災害対策本部機能を維持するため、湯田庁舎及び沢内庁舎については、耐震化及び長寿命化を図っているが、引き続き、計画的な保全、補修、修繕等を実施する。
公営住宅の老朽化対策等（建設水道課）【再掲】 ・計画的で効率的な維持管理等を推進していくため、国の社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金等を活用し、公営住宅等長寿命化計画に基づく老朽化対策や適切な維持管理を着実に推進する。
上下水道施設等の老朽化対策（建設水道課） 《水道施設の老朽化対策》 ・災害時においても給水機能を確保するため、水道施設の計画的な老朽化対策及び耐震化対策を推進する。 《下水道施設の老朽化対策》 ・公衆衛生確保のため、国の防災・安全交付金等を活用した老朽化対策事業を推進する。 《下水道施設のストックマネジメント計画の見直し》 ・計画的で効率的な維持管理を推進していくため、国の防災・安全交付金等を活用し、ストックマネジメント計画を推進する。
道路、橋梁、トンネル等の老朽化対策（町民課） 《交通安全施設の老朽化対策》 ・老朽化した交通安全施設（道路反射鏡）の適切な維持管理に努め、更新整備を行う。
道路、橋梁、トンネル等の老朽化対策（農林課） 《農林道等の老朽化対策》 ・農道橋等の点検・診断等を踏まえ、老朽化した施設の保全対策を適切に行う。 ・林道橋等の点検・診断等を踏まえ、国の林業・木材産業成長産業化促進対策等を活用し、老朽化した施設等の保全対策や整備を推進する。

2-2 横断的分野　老朽化対策（つづき）
道路、橋梁、トンネル等の老朽化対策（建設水道課） 《道路施設の老朽化対策》 ・計画的で効率的な維持管理を推進するため、定期点検結果等を踏まえて計画を更新し、国の社会資本整備総合交付金等を活用し必要な整備を推進する。 ・異状が生じた場合に交通に大きな支障を及ぼすおそれがある橋梁及びトンネル等の道路施設について、個別施設計画に基づき、早期に修繕等の措置が必要な施設の老朽化対策を推進する。 ・また、舗装や法面、道路付属物等の道路施設についても、新技術やＤＸ等を活用し、適切な維持管理を行っていく。
河川管理施設及び砂防関係施設の老朽化対策（建設水道課） 《河川管理施設の老朽化対策》 ・洪水災害に対する安全度を確保するため、適切な維持管理を推進する。
農地・農業用施設等の老朽化対策（農林課） 《農業の生産基盤の老朽化対策》 ・洪水防止や土砂崩壊防止機能など農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮するため、農地や農業水利施設等の生産基盤整備を着実に推進する。 ・農業水利施設の長寿命化と、ライフサイクルコストの低減を図るため、基幹水利施設ストックマネジメント事業による機能診断と、それに基づく計画的な予防保全対策、補修更新などを推進する。

2-3 横断的分野　人口減少・少子高齢化対策
共助機能の維持・強化（総務課） 《消防団機能の充実強化》 ・地域防災力の中核的な担い手として、消防団員数の確保や効果的な活動に向けた装備の充実を図るとともに、求められる役割に的確に対応した教育訓練を実施することなどにより、消防団活動の充実強化を図る。 《自主防災組織の結成及び活性化支援》 ・岩手県が派遣する岩手県地域防災サポーター等を活用し、自主防災組織の重要性について講習を行う等、組織化及び活動の活性化を図るほか、自主防災組織の中核となって活動する人材の養成を図る。 《地域コミュニティにおける防災体制の強化》 ・人口減少・高齢化により自主防災組織や消防団等の維持が困難となっており、地域の防災活動における持続可能な共助のあり方について検討の上、自主防災組織・消防団の活動の活性化を図りながら、多様な主体が参画する持続可能な共助の体制を構築していく。
要配慮者等への支援（健康福祉課） 《要配慮者（高齢者）への福祉的支援》 ・住民主体の介護予防や通いの場の充実に向け、高齢者の自発的な参加意欲に基づく、継続性のある効果的な介護予防の取組を推進する。 ・認知症の人を見守り、支え合う地域づくりを進めるため、認知症サポーターの養成に引き続き取り組み、認知症に対する正しい知識と理解の普及を図る。 ・災害時等において介護老人福祉施設や障害福祉施設等の業務を継続するため、施設間の支援体制を進めている関係団体の取組を支援する。
地域コミュニティの維持・強化（総務課） 《コミュニティ助成制度等による活動支援》 ・地域コミュニティ機能の維持・再生のため、各種コミュニティ助成制度等の有効活用を図りながら、地域づくり組織が行う地域の課題解決に向けた取組を支援する。
地域コミュニティの維持・強化（農林課） 《コミュニティ助成制度等による活動支援》 ・災害発生時における、地域住民の対応能力の向上や、地域コミュニティ機能の迅速な再構築が図られるよう、多面的機能支払制度等の活用による農地や農業水利施設等の保全管理活動など、共同活動の取組の維持・活性化を進める。 《地域住民等の活動支援》【再掲】 ・国の里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金制度を活用し、地域住民等による里山林の保全管理活動等を支援する。

2-3 横断的分野　人口減少・少子高齢化対策（つづき）
地域コミュニティの維持・強化（農林課）（つづき） 《リーディング経営体や新規就農者の確保・育成》 ・リーディング経営体をはじめ、地域計画に位置付けられた担い手等について、法人化や経営規模の拡大、生産活動の効率化、農地の集積・集約化など、経営基盤の強化を促進することにより、地域農業の核となる経営体を育成する。 ・地域農業の核となる経営体の安定的な雇用の確保や、多様な働き手の確保を推進する。 ・農家子弟、若者・女性や新規学卒者、他産業からのＵ・Ｉターン者など、新規就農者の確保・育成に取り組む。 《林業における経営体の育成、新規就業者の確保》 ・意欲と能力のある林業経営体等の能力向上や新規就業者の確保、林業技能者の育成などに取り組む。
地域コミュニティの維持・強化（生涯学習課） 《都市と農村の交流等による地域コミュニティの維持・活性化》 ・農山村に受け継がれてきた伝統行事や食文化などの地域資源を活用した都市と地域住民の交流・連携活動を推進する。
地域コミュニティの維持・強化（建設水道課） 《建設業の担い手の確保・育成》 ・災害発生時の復旧･復興、道路警戒等を担う建設業における担い手の育成・確保や、災害時に備えた業務継続策を支援するなど、関係団体等と連携した取り組みを推進する。 ・建設現場における生産性を向上し、担い手の育成及び確保を図るため、ＩＣＴ技術の活用等を推進する。
地域コミュニティの維持・強化（企画財政課） 《地域づくり関連セミナー等の受講、地域外人材の活用促進》 ・地域づくり活動の担い手の育成のため、地域づくり関連のセミナー等の受講を促すとともに、地域おこし協力隊などの地域外の人材の活用を進める。 《空き家対策》 ・空き家対策における利用可能なものは活用するとの考えのもと、空き家対策総合支援事業等を活用して、空き家活用による移住・定住・交流の促進等のまちづくり・住まいづくり、空き家活用の取組を担う人材育成やサポート体制の構築等の総合的な空き家対策を推進する。

2-4 横断的分野　人材育成
地域の防災に関する人材育成（総務課） 《防災人材の育成》 ・地域防災力の中核的な担い手として、消防団員数の確保や効果的な活動に向けた装備の充実を図るとともに、求められる役割に的確に対応した教育訓練を実施することなどにより、消防団活動の充実強化を図る。 ・岩手県が派遣する岩手県地域防災サポーター等を活用し、自主防災組織の重要性について講習を行う等、組織化及び活動の活性化を図るほか、自主防災組織の中核となって活動する人材の養成を図る。 《災害対応に係る行政職員の人材育成》 ・被災者の生活の迅速な復旧を図るため、指定避難所の運営管理、罹災証明書交付などの多様な災害対応業務を円滑に処理できる行政職員の育成を推進する。
地域の防災に関する人材育成（生涯学習課） 《防災人材の育成》 ・地域防災力の向上を図るためには、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策が重要であり、防災人材の育成に当たっては、男女共同参画の視点を取り入れた取組を進める。
医療・福祉等に関する人材育成（健康福祉課） 《要配慮者（高齢者・障がい者等）への福祉的支援》 ・認知症の人を見守り、支え合う地域づくりを進めるため、認知症サポーター養成講座の開催を継続し、認知症に対する正しい知識と理解の普及を図る。
防災教育等の推進（学務課） 《継続的な防災訓練や防災教育等の推進》【再掲】 ・学校や職場、地域の自治組織等を通じた継続的な防災訓練や防災教育を推進する。 《「いわての復興教育」【そなえる】を核とした防災教育の推進》【再掲】 ・災害発生時に児童生徒が的確な判断・行動をできる力を育成するため、各学校における復興教育副読本を積極的に活用した学習を促進する。 ・学校、家庭、地域、関係機関・団体等が連携した地域連携型の防災教育の推進と教員研修の充実を図り、発達段階に応じた防災教育を促進する。
中小企業の担い手の確保・育成（観光商工課） 《民間事業者の人材育成》 ・民間事業者による自助・共助の取組を強化するため、民間事業者の内部でのＢＣＰの担い手に加えて、商工会が作成する事業継続力強化支援計画を通じ、地域をけん引する専門人材を育成するなど、民間における人材育成に取り組み、地域力を高める。

2-4 横断的分野　人材育成（つづき）
農林水産業の担い手の確保・育成（農林課） 《リーディング経営体や新規就農者の確保・育成》【再掲】 ・リーディング経営体をはじめ、地域計画に位置づけられた担い手等について、法人化や経営規模の拡大、生産活動の効率化、農地の集積・集約化など、経営基盤の強化を促進することにより、地域農業の核となる経営体を育成する。 ・地域農業の核となる経営体の安定的な雇用の確保や、多様な働き手の確保を推進する。 ・農家子弟、若者・女性や新規学卒者、他産業からのＵ・Ｉターン者など、新規就農者の確保・育成に取り組む。 《林業における経営体の育成、新規就業者の確保》【再掲】 ・意欲と能力のある林業経営体等の能力向上や新規就業者の確保、現場技術者の育成などに取り組む。
建設業等の担い手の確保・育成（建設水道課） 《建設業の担い手の確保・育成》 ・町内建設企業が、取り巻く社会経済情勢の変化においても、地域から期待される役割を将来にわたって果たしていけるよう、「若者や女性等の担い手の確保・育成」、「働き方改革の推進」、「生産性の向上」を重点事項として取組を進める。 《デジタル技術を活用した人材の確保・育成》 ・事前防災や復旧復興を担う建設業における技能労働者の高齢化の進展等を要因とする担い手不足に対応し、優れた技術を次世代に継承するため、建設キャリアアップシステム活用による処遇の改善や週休２日工事の促進等の働き方改革の一層の推進による人材の確保・育成を推進する。また、最新のデジタル技術の活用による生産性の向上等に係る取組や、適正な請負契約の推進といった環境づくりを進める。

2-5 横断的分野　官民連携
避難行動の支援（総務課） ・地域と連携した避難体制整備に向け、先進的取組事例等の情報提供や、地域と連携した避難訓練等の実施に対する支援、協力を行う。
支援物資の供給等に係る連携体制の構築（総務課） 《支援物資の供給等に係る応援協定等の締結》 ・町、岩手県、その他防災関係機関は、その備蓄する物資等の供給に関し、相互に協力するよう努める。 ・支援物資が不足する場合には、岩手県等に供給、あっせんを要請する。その他、企業、団体等から提供される救援物資を受け入れる。 ・災害発生時に物資を速やかに調達するため、協定締結企業者との連絡体制を常に最新のものになるよう更新を行う。 《緊急車両等への石油燃料供給の確保》 ・協定が災害時に有効に機能するよう、随時、協定の見直しや防災訓練の実施などにより連携強化を図る。
支援物資の供給等に係る連携体制の構築（健康福祉課） 《要配慮者（難病患者等）への医療的支援》【再掲】 ・在宅酸素など非常用電源を必要とする者については、医療機関からの対応が難しい場合は、公的施設を活用しての電源供給が可能となるよう取組を進める。
支援物資の供給等に係る連携体制の構築（観光商工課） 《支援物資の供給等に係る応援協定等の締結》 ・災害発生時に物資を調達する必要があると認められる場合に、岩手県及び事業者に協力要請し、救援物資の受入れや供給を行う。
支援物資の供給等に係る連携体制の構築（町立西和賀さわうち病院） 《災害用医薬品等の確保》【再掲】 ・災害用医薬品等及び支援薬剤師の確保について、災害用医薬品の供給体制等の整備を推進し、国、岩手県及び関係団体、事業者との連携強化を図る。
応急給水の確保に係る連携体制の整備（建設水道課） 《応急給水》 ・防災訓練により、飲料水メーカー等関係機関と情報連絡体制の確認を行い、応急給水活動が円滑に行われるよう連携の強化を図る。 《水道施設の応急復旧》 ・防災訓練により、水道工事業の団体等関係機関と情報連絡体制の確認を行い、応急復旧が円滑に行われるよう連携の強化を図る。

2-5 横断的分野　官民連携（つづき）
災害廃棄物処理対策（総務課） 《協定等の締結・確認、機動的な連携体制の構築》 ・災害が発生した場合において、岩手県や関係団体（岩手県産業資源循環協会）との協定等に基づき円滑に災害廃棄物処理を実施するため、平時においても当該協定等の締結・確認を図り、機動的な連携体制の構築を推進する。
鉄道の耐災害性確保・体制整備（企画財政課） 《関係機関との連携強化》【再編】 ・災害発生時における救援物資等の輸送手段を確保するため、引き続き関係機関との連携強化を図る。
情報通信利用環境の整備（総務課） 《通信事業者・放送事業者との連携》【再掲】 ・発災後の情報通信基盤の障害状況を速やかに把握できるよう、引き続き通信事業者・放送事業者との連絡体制を維持する。
災害時連携体制整備（総務課） ・災害時における公共土木施設等の応急対策業務等が速やかに実施できるよう、平時から、災害時の協力が必要とされる建設業関連団体との協定を締結していく。

2-6 横断的分野　デジタル活用
災害対処能力の向上（総務課） 《防災ＤＸの推進》【再掲】 ・新たな災害情報システム等の情報収集・研究や災害時のドローンの利用促進など、災害対応に係る様々な場面でデジタル技術を活用し、災害対応力を強化する防災ＤＸに取り組む。
医療情報のバックアップ体制の構築（町立西和賀さわうち病院） 《医療情報の連携、バックアップの前提である医療情報の電子化》【再掲】 ・各保健医療圏における医療・健康情報の共有基盤整備や、国の医療ＤＸによる電子カルテ情報共有サービスの活用促進など、岩手県や関係機関と連携した医療情報のバックアップ体制整備を推進する。
円滑な通行の確保（建設水道課） 《道路の通行止めや迂回路などの情報共有・運用》 ・道路通行規制時における円滑な通行の確保を図るため、道路通行規制等の情報を提供・発信していく。
デジタル技術の活用（建設水道課） 《インフラ分野におけるデジタル技術の活用》【再掲】 ・測量設計調査のＤＸ化等、災害時の早期復旧や事業継続を図るための取組を推進する。 ・国土強靭化の取組を効率的に進めるため、デジタル技術の活用を推進する。 ・建設従事者の高齢化の進行や建設業に適用された時間外労働の上限規制等を踏まえ、ＩＣＴ技術等を活用し、建設業における働き方改革や生産性向上など建設ＤＸの取組を推進する。
洪水ハザードマップの作成（総務課） ・町のハザードマップ等については、デジタル技術を活用し、位置情報や音声読み上げに対応した機能等、障がい者も含め全ての人に配慮した整備を進める。
道路、橋梁、トンネル等の老朽化対策（町民課） 《交通安全施設の老朽化対策》【再掲】 ・老朽化した交通安全施設（道路反射鏡）の適切な維持管理に努め、更新整備を行う。
道路、橋梁、トンネル等の老朽化対策（建設水道課） 《道路施設の老朽化対策》【再掲】 ・計画的で効率的な維持管理を推進するため、定期点検結果等を踏まえて計画を更新し、国の社会資本整備総合交付金等を活用し必要な整備を推進する。 ・異状が生じた場合に交通に大きな支障を及ぼすおそれがある橋梁及びトンネル等の道路施設について、個別施設計画に基づき、早期に修繕等の措置が必要な施設の老朽化対策を推進する。

2-6 横断的分野　デジタル活用（つづき）
道路、橋梁、トンネル等の老朽化対策（建設水道課）（つづき） ・また、舗装や法面、道路付属物等の道路施設についても、新技術やＤＸ等を活用し、適切な維持管理を行っていく。
河川管理施設及び砂防関係施設の老朽化対策（建設水道課） 《河川管理施設の老朽化対策》【再掲】 ・洪水災害に対する安全度を確保するため、適切な維持管理を推進する。
建設業等の担い手の確保・育成（建設水道課） 《建設業の担い手の確保・育成》【再掲】 ・町内建設企業が、取り巻く社会経済情勢の変化においても、地域から期待される役割を将来にわたって果たしていけるよう、「若者や女性等の担い手の確保・育成」、「働き方改革の推進」、「生産性の向上」を重点事項として取組を進める。 《デジタル技術を活用した人材の確保・育成》【再掲】 ・事前防災や復旧復興を担う建設業における技能労働者の高齢化の進展等を要因とする担い手不足に対応し、優れた技術を次世代に継承するため、建設キャリアアップシステム活用による処遇の改善や週休２日工事の促進等の働き方改革の一層の推進による人材の確保・育成を推進する。また、最新のデジタル技術の活用による生産性の向上等に係る取組や、適正な請負契約の推進といった環境づくりを進める。
災害時連携体制整備（総務課） ・被災状況把握等の高度化に対応するため、関係機関との連携を密にする。

第６章　計画の推進と進捗管理

１　住民総参加の取組

本計画の推進に当たっては、住民、企業、ＮＰＯ、岩手県や本町など、地域社会を構成するあらゆる主体が、それぞれ主体性を持って、共に支え合いながら、みんなで協働で行動していくことが大切です。

本計画の内容を広く周知し、理解を深め、住民総参加の取組として、本計画に定めた取組を着実に推進していきます。

２　計画の進捗管理と見直し（ＰＤＣＡサイクルの徹底）

(1) ＫＰＩの設定とＰＤＣＡサイクルの徹底

本計画の実効性を高めていくためには、今回策定した本計画に基づき、施策を着実に実施し、その進捗や成果、課題等の把握・分析を通じて、次に実施する施策を見直していくことが重要です。

本計画において、ＰＤＣＡ（「計画」⇒「実行」⇒「評価」⇒「改善」）サイクルを確立し、設定したＫＰＩに基づく進捗管理を行います。

(2) ＫＰＩの進捗管理

本計画の進捗管理に当たっては、マネジメントサイクルを確実に機能させることによって、計画の実効性を高め、その着実な推進を図ります。

具体的には、本計画において設定したＫＰＩについて、年度ごとにその進捗状況や成果、課題等の把握・分析を行い、住民からの意見等を踏まえ、更に必要な対策の追加や見直しを行い、次年度以降の施策・事業に反映します。

３　計画等の見直し

本計画は、町の強靭化の観点から、本町における様々な分野の計画等の指針となるものであることから、本計画で示された指針に基づき、他の計画等においては、それぞれの計画の見直し時期や次期計画の策定時等に所要の検討を行い、本計画との整合性を図ります。

なお、第３次西和賀町総合計画との整合性を図るため、本計画の見直しを行う場合があります。

（別紙１）起きてはならない最悪の事態の様相（例示）

〔目標１〕いかなる大規模自然災害が発生しようとも、直接死を最大限防ぐ

〔事態 1-1〕地震等による建築物の大規模倒壊や火災による死傷者の発生（二次災害を含む）

日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震や直下型地震が発生し、県全域で強い揺れに見舞われた。

■　耐震化が不十分な住宅やビル、病院や店舗、旅館等の不特定多数の方が利用する建築物や学校、老人ホーム等の避難に配慮を必要とする方が利用する建築物、道路や鉄道施設、世界遺産登録資産などが倒壊した。

■　倒壊を免れた建築物でも、非構造部材や棚等の落下、ブロック塀の倒壊等が発生した。

■　市街地の各所で火災が発生し、倒壊した電柱や信号機などが道路を塞ぎ、断水も発生し消火が十分にできず、延焼が拡大した。

■　津波により、燃料漏れを起こしながら流される漁船や車、ガスボンベ、破壊されたガソリンスタンドなどに引火して、その火が津波とともに街を襲い、市街地では大規模な火災が発生した。

■　津波が引かない状況の中で、消火ができなかった。

■　避難路となるべき道路が塞がれ、自動車での避難はもちろん、徒歩での避難の支障になり、さらに、車が道路に放置されたことから、交通麻痺が発生した。

■　これらによって、多くの死傷者が発生した。

〔事態 1-2〕大規模津波等による多数の死傷者の発生

日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震が発生後、沿岸部には大津波が襲来し、河川を遡上した。

■　地震による強い揺れで海岸や河川の堤防が損壊したため、津波は内陸部まで到達した。

■　地震や液状化により主要幹線道路が寸断され、また、停電により信号機が消えたことにより、一斉に渋滞が発生し、大混乱となった。

■　これらによって、逃げ遅れた住民に多くの死傷者が発生した。

〔事態 1-3〕異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

大型化する台風の来襲等により、長時間の激しい降雨に見舞われ、河川の水位が急激に増し、堤防の越水又は決壊が起きた。

■　短時間の激しい降雨により、上流部からの土砂流出による河道埋塞や、河川・沢沿いの立ち木が流出し、橋梁に流木が詰まる堰上げなどにより浸水被害が発生した。

■　河川周辺等の地域等市街地以外においても浸水被害が発生した。
■　大規模な山腹崩壊が発生し、ダムに大量の土砂や流木が流入することで、洪水調整機能が低下し、下流部において洪水被害が頻発した。
■　豪雨等によりため池の貯水位が急激に上昇し、決壊、越流による堤体の破壊等により下流の人家等が流出した。
■　住家等の浸水被害が多数発生した。
■　医療機関・社会福祉施設等に浸水被害が発生した。
■　これらによって、避難の遅れた住民に多くの死傷者が発生した。

〔事態 1-4〕大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生
■　活火山（八幡平、岩手山、秋田駒ヶ岳、栗駒山）が噴火し、周辺市町村に、噴石、火砕流、溶岩流、火山灰等の降下、土石流、融雪による火山泥流が発生した。
■　大型化する台風の来襲や激化する梅雨前線等により、集中豪雨が発生し、がけ崩れ、地すべり、土石流などの土砂災害が県内各地で多発した。
■　流水、土砂により、国道などの主要道路が通行困難となり、路線バスなどの多数の立ち往生車両が発生した。
■　大規模な深層崩壊も発生し、多くの住宅が消滅した。
■　山腹崩壊により天然ダムが形成され、上流部が湛水するとともに、その後の台風や豪雨により決壊し、一気に流出した土石流が下流の集落を飲み込み、被害が広範囲に拡大した。
■　これらによって、避難の遅れた住民に多くの死傷者が発生した。

〔事態 1-5〕暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
■　暴風雪及び豪雪、雪崩等により、国道、県道などの主要道路が通行困難となり、多数の立ち往生車両が発生した。
■　緊急車両等も到着することができず、多くの死傷者が発生した。

〔事態 1-6〕情報伝達の不備・麻痺・長期停止等の情報伝達機能の低下や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等での多数の死傷者の発生
■　テレビ、ラジオ、携帯電話等の通信手段の断絶や、避難指示等の遅れ、防災意識の低さ等により、住民の避難行動の開始が遅れ、多数の死傷者が発生した。
■　福祉施設等における高齢者、障がい者等の要配慮者の避難行動の開始の遅れにより、多数の死傷者が発生した。
■　発電所や送電設備、変電所が大きな被害を受け、長期停止に陥り、携帯電話、テレビ等のあらゆる情報通信が長期間麻痺し、その後の余震や天候の悪化等に伴う新たな避難情報や、避難生活に必要な情報など、県民に重要な情報が届かず、多数の死傷者や県民生活への大きな影響が発生した。

〔目標２〕いかなる大規模自然災害が発生しようとも、救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

〔事態 2-1〕被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

■　高規格幹線道路は被害が少なかったため、いち早く通行が確保されたが、緊急輸送道路については、津波や土砂崩れ等により至る所で通行不能となり、港湾や空港の復旧にも時間を要し、被災地への輸送は困難な状態が続いた。

■　これによって、食料や飲料水、灯油等の搬送が困難な状況が続き、物資等の供給が長期停止した。

■　鉄道や幹線道路の損壊により公共交通機関は全面的に運休するとともに、自動車での帰宅も困難となった。

■　自宅に帰ることのできない人が、勤務先や駅、一時避難所及び指定緊急避難所などにあふれ、水・食料等の供給が不足する事態が発生した。

〔事態 2-2〕多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

■　同時多発的な山間部の道路斜面の崩壊、橋梁の落橋や、積雪による主要道路の通行困難により、多数の孤立集落が発生した。

■　道路の復旧には時間を要し、電気や水道、電話などライフラインの復旧工事も長期化し、孤立の解消や元の生活を取り戻すには長い時間を要した。

〔事態 2-3〕自衛隊、警察、消防等の被災・エネルギー途絶等による救助・救急活動の絶対的不足

■　自衛隊、警察、消防等の施設、車両、資機材等に被害が出た。

■　救助・救急活動については、被害が県下全域に及ぶことから、人員や資機材が絶対的に不足した。

■　広域的な道路の通行止めや港湾施設、石油備蓄施設の損壊などの影響で、ガソリンや軽油等の県全域への供給が長期にわたり途絶した。

■　救助・救急活動に必要な車両等の燃料の備蓄は数日分しかなかったため、助かる命が助からない事態が発生した。

〔事態 2-4〕医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能等の麻痺

■　医療機関の多くが被害を受け、使用不能の事態に至った。

■　被災した有床の医療機関では、被害の少ない医療機関への患者の輸送が急がれるもの、医療従事者の状況や基幹道路の復旧の遅れ、輸送手段の不足などにより、搬送ができなかった。

■　医薬品や医療資機材も不足し、医療の提供自体が危ぶまれる事態が発生した。

■　断水や停電等により、医療機関において透析治療が困難となった。

■　福祉施設の多くも被害を受け、使用不能の事態に至った。
■　被災した福祉施設の入所者は、福祉避難所等へ避難したが、福祉関係者の被災などにより、必要な支援を受けることができない事態が発生した。

〔事態 2-5〕被災地における感染症等の大規模発生

■　地震や津波等により下水道が損壊し、汚水の処理ができなくなったことなどから不衛生な状況となった。
■　医療従事者や医薬品の不足により満足な治療が受けられない状態が続いた。
■　避難所の寒さが厳しい上、大勢の避難者が生活していることから、インフルエンザや感染性胃腸炎などの感染症が大規模発生し、免疫力が低下している高齢者や幼児が重症化した。

〔目標３〕いかなる大規模自然災害が発生しようとも、必要不可欠な行政機能を確保する

〔事態 3-1〕行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

■　県職員及び市町村職員に多くの死傷者が出た。
■　多くの職員が出勤できない事態が発生し、出勤可能な職員においても、道路状況や余震による津波の再来襲の危険、地盤沈下の影響で水が引かない等、施設に近づくことができない状況に陥った。
■　行政機関の庁舎の一部は建物及び設備が使用不能となったことから、行政機能が機能不全となった。
■　被災者は、ライフラインの途絶、食料や水の不足もあり、自宅を離れ、指定避難所などへ避難したことから、被災地域は無人となった。
■　警察官にも死傷者が発生し、かつ、車両や資機材にも被害が出た上、被災しなかった警察官も人命の救出に優先的に当たったことから、被災地域のパトロールが手薄になり、治安が悪化した。
■　大規模な停電が発生し、非常用電源装置が整備された信号機以外の信号機は全て滅灯した。
■　道路が冠水し、信号機の制御機内部等に浸水したことにより、信号機が滅灯した。
■　無秩序に走行する車や避難しようとする車が多重衝突事故や人身事故を起こすなど、重大事故が多発した。
■　県施設に浸水被害が発生した。

〔目標４〕いかなる大規模自然災害が発生しようとも、経済活動を機能不全に陥らせない

〔事態 4-1〕サプライチェーンの寸断等による企業活動等の停滞

■　主要幹線道路が寸断され、部品の調達等ができなくなり、県内企業の生産力が大きく低下した。

■　製造業等の工場施設が被害を受けたことにより、部品組立等の生産ラインの稼動が停止した。

■　発電所や送電設備、変電所が大きな被害を受け、石油等の燃料についても、基幹道路等や港湾施設の被害により、受入れ及び輸送が出来ないため、社会経済活動が長期に停止した。

〔事態 4-2〕食料等の安定供給の停滞

■　津波等により、漁村地域に深刻な被害が発生したことから、県産水産物の供給が停止した。

■　緊急輸送路やそれを補完する農林道、港湾施設が被災し、県内外からの食料等物資の供給が停滞した。

■　同時多発的な山間部の道路斜面の崩壊、橋梁の落橋や、積雪による主要道路の通行困難により、農業資材や家畜飼料等の供給が滞り、農業生産活動ができない事態が発生した。

■　基幹的な農業水利施設が被害を受け、農業用水の供給が滞るとともに、塩害、さらには、担い手や販路の不足による元々の生産量の減少も影響し、農業生産ができない事態が発生した。

〔事態 4-3〕農地・森林等の荒廃による被害の拡大

■　山間部の農地や山林が、大規模崩壊により大きな被害を受け荒廃した。

■　荒廃した森林は、その後の降雨等により表土が流出、浸食が進行し、新たな山腹崩壊を引き起こした。

■　農地・農業用施設が被災し、営農の継続が困難となり、農地の荒廃が進展し、担い手や販路不足も要因となり、中山間地域において集落が消滅する危機に瀕した。

■　裸地化の進行や亀裂が生じている状態を放置した状態が続き、その後の降雨により大崩壊を招き、人命の危機や家屋の崩壊など甚大な被害が発生した。

■　堤防や護岸、排水機場が被災し、液状化とともに地盤沈下したところへ津波が来襲することで 広域が水没、塩害で防潮林が枯損し、広範囲な農地が、ガレキや海水の流入により甚大な被害を受けた。

■　その後も海抜０ｍとなった地域は、潮の干満によって長期にわたり水没した状態となり、さらに台風に襲われるなどして被害が拡大した。

〔目標５〕いかなる大規模自然災害が発生しようとも、情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

〔事態 5-1〕情報通信機能の長期停止

■　発電所や送電設備、変電所が大きな被害を受け、長期停止に陥り、携帯電話、テレビ等のあらゆる情報通信が長期にわたり停止した。

〔事態 5-2〕電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止

■　発電所や変電所が被害を受け、送電線の寸断、鉄塔の倒壊もあり、電力供給が長期にわたり停止した。

■　道路の寸断により、復旧車両の通行が困難であったことなどから、電力供給が長期にわたり停止した。

■　ガス製造設備や主要導管網が大きな被害を受け、ガス供給が長期にわたり停止した。

■　広域的な道路の通行止めや港湾施設、石油備蓄施設の損壊などの影響で、供給能力を喪失し、ガソリンや軽油等の県全域への供給が長期にわたり途絶した。

〔事態 5-3〕上下水道等の長時間にわたる供給停止

■　県内の至る所で上水道、農・工業用水道の配管が破裂した。

■　道路が寸断され、初期の給水車による応急給水活動ができず、病院からの応急給水要請に対応出来なかった。

■　上水道の取水施設が損壊するとともに、津波等による浸水被害を受けて機能停止した。

■　このため、上水道、農・工業用水等が長期にわたり供給停止となり、県民の生活や農工業に大きなダメージを与えた。

■　下水処理場の設備等が大きな被害を受け、長期の機能停止に陥った。

■　下水管やマンホールが液状化等によって広い範囲で浮き上がり、下水道が長期の機能不全に陥った。

■　工場や事業者等の有害化学物質貯蔵設備等が損壊し、有害化学物質が周辺土壌や河川・沿岸海域に流出し、土壌・水質汚染等の二次災害が発生した。

〔事態 5-4〕県外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

■　陸上交通は、高規格幹線道路も甚大な被害を受け、緊急輸送道路も津波や土砂崩れ等により至る所で通行不能となり、鉄道施設も大きな被害を受け、長期使用不能となった。

■　海上交通は、港湾施設が長期使用不能となり、貨物船等の入出港の規制が長期化した。

■　津波は、大小の船舶を飲み込み、転覆、座礁が多発するとともに、破壊された船舶が燃料漏れや引火した状態で臨海部に運ばれ、広範囲で火災が発生した。
■　空路は、空港の滑走路の使用ができない状況が長期に発生した。

〔目標６〕いかなる大規模自然災害が発生しようとも、社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

〔事態 6-1〕災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
■　家屋倒壊や津波堆積物等による災害廃棄物が大量に発生し、廃棄物を一時的に保管する仮置場の設置が間に合わず、廃棄物があふれ、道路の通行にも支障が生じた。
■　悪臭や粉塵が発生し、生活環境が著しく悪化した。
■　広域処理の調整がつかず、被災地で処理しなければならない状態となり処理が長期化し、復旧・復興が大幅に遅れた。

〔事態 6-2〕復旧・復興を担う人材の絶対的不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
■　道路啓開等を行うための人材、重機等が壊滅的な打撃を受けた。
■　被害が広域であるため、他県からの支援も困難な状況であり、人材や重機、資機材等が不足したことにより、復旧・復興が大幅に遅れた。

〔事態 6-3〕地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
■　長期の避難生活により、地域コミュニティが崩壊し、その後の復興作業が大幅に遅れた。
■　コミュニティ拠点施設の崩壊等により、コミュニティ活動が停止し、その後の地域コミュニティの再生が大幅に遅れた。

（別紙２）施策分野別施策一覧

施　　策　　名	担当部局
1-1 個別施策分野　行政機能・情報通信・防災教育	
災害対策本部を設置する庁舎機能等の強化	総務課
避難体制整備	総務課
支援物資の供給等に係る広域連携体制の構築	総務課
支援物資の供給等に係る広域連携体制の構築	健康福祉課
支援物資の供給等に係る広域連携体制の構築	観光商工課
支援物資の供給等に係る広域連携体制の構築	町立西和賀さわうち病院
県外自治体との広域応援・受援体制の整備	総務課
技術職員等による応援体制の構築	総務課
技術職員等による応援体制の構築	健康福祉課
災害処理能力の向上	総務課
災害処理能力の向上	健康福祉課
災害対策用装備資機材等の更新整備	総務課
地域の消防力の強化	総務課
防災ヘリコプターの円滑な運航の確保	総務課
防災ヘリコプターの円滑な運航の確保	町立西和賀さわうち病院
防火対策	総務課
学校施設・公立社会体育施設等の耐震化	学務課
学校施設・公立社会体育施設等の耐震化	生涯学習課
学校防災体制の確立	学務課
防災教育の推進	学務課
「いわての復興教育」【そなえる】を核とした防災教育の推進	学務課
行政情報通信基盤の耐災害性強化	総務課
情報通信利用環境の整備	総務課
情報通信利用環境の整備	企画財政課
情報通信利用環境の整備	町民課
防災訓練の推進	総務課

施　　策　　名	担当部局
1-2 個別施策分野　住宅・都市	
住宅・大規模建築物の耐震化等	観光商工課
住宅・大規模建築物の耐震化等	建設水道課
住宅・大規模建築物の耐震化等	総務課
公営住宅の老朽化対策等	建設水道課
空き家対策	企画財政課
水道施設の防災機能の強化	建設水道課
災害時等における下水道復旧支援に関する協定	建設水道課
下水道施設の防災機能の強化	建設水道課
内水危険個所の対策	建設水道課

施　　策　　名	担当部局
1-3 個別施策分野　保健医療・福祉	
病院・社会福祉施設等の耐震化	健康福祉課
病院・社会福祉施設等の耐震化	町立西和賀さわうち病院
災害時における医療提供体制の構築	健康福祉課
災害時における医療提供体制の構築	町立西和賀さわうち病院
医療情報のバックアップ体制の構築	健康福祉課
医療情報のバックアップ体制の構築	町立西和賀さわうち病院
ドクターヘリの運航確保	総務課
ドクターヘリの運航確保	町立西和賀さわうち病院
福祉避難所の指定・協定締結	総務課
避難行動要支援者名簿の作成・活用	総務課
避難行動要支援者名簿の作成・活用	健康福祉課
感染症対策	総務課
感染症対策	健康福祉課
要配慮者等への支援	総務課
要配慮者等への支援	健康福祉課
要配慮者等への支援	町立西和賀さわうち病院

施　　策　　名	担当部局
1-4 個別施策分野　産業	
物流機能の維持・確保	総務課
企業における業務継続体制の強化	観光商工課
被災企業への金融支援	総務課
被災企業への金融支援	観光商工課
支援物資の供給等に係る広域連携体制の構築	総務課
再生可能エネルギーの導入促進	企画財政課
再生可能エネルギーの導入促進	農林課
電力系統等の接続制約の改善	企画財政課
建設業等の担い手の確保・育成	建設水道課
人材育成を通じた産業の体質強化	観光商工課
農林水産業の生産基盤・経営の強化	農林課
災害発生時の復旧支援体制・対応能力の向上	農林課
県産食料品の供給体制の強化	観光商工課
野生鳥獣による農作物被害防止	農林課

施　　策　　名	担当部局
1-5 個別施策分野　国土保全・交通	
道路施設の整備等	農林課
道路施設の整備等	建設水道課
冬期の道路交通確保	建設水道課
鉄道の耐災害性確保・体制整備	企画財政課
河川改修等の治水対策	総務課
河川改修等の治水対策	建設水道課
砂防関係施設の整備等による土砂災害対策	建設水道課
農山村地域における防災対策	農林課
森林資源の適切な保全管理	農林課
農林水産業の生産基盤の災害対応能力の強化	農林課
災害廃棄物処理対策	総務課
災害廃棄物処理対策	町民課
地籍調査の実施	税務課
渇水対策に係る情報共有等	農林課
温泉供給の維持	観光商工課
デジタル技術の活用	建設水道課

施　　策　　名	担当部局
2-1 横断的分野　リスクコミュニケーション	
ハザードマップによる災害危険個所等の周知	総務課
ハザードマップによる災害危険個所等の周知	建設水道課
ハザードマップによる災害危険個所等の周知	農林課
ハザードマップによる災害危険個所等の周知	観光商工課
防災情報提供・普及啓発の充実	総務課
防災情報提供・普及啓発の充実	町民課
学校における防災教育等の推進	学務課
関係機関との連携の促進	生涯学習課
関係機関との連携の促進	農林課

施　　策　　名	担当部局
2-2 横断的分野　老朽化対策	
公共施設等の総合的・計画的な管理の推進	総務課
公営住宅の老朽化対策等	建設水道課
上下水道施設等の老朽化対策	建設水道課
道路、橋梁、トンネル等の老朽化対策	町民課
道路、橋梁、トンネル等の老朽化対策	農林課
道路、橋梁、トンネル等の老朽化対策	建設水道課
河川管理施設及び砂防関係施設の老朽化対策	建設水道課
農地・農業用施設等の老朽化対策	農林課

施　　策　　名	担当部局
2-3 横断的分野　人口減少・少子高齢化対策	
共助機能の維持・強化	総務課
要配慮者等への支援	健康福祉課
地域コミュニティの維持・強化	総務課
地域コミュニティの維持・強化	農林課
地域コミュニティの維持・強化	生涯学習課
地域コミュニティの維持・強化	建設水道課
地域コミュニティの維持・強化	企画財政課

施　　策　　名	担当部局
2-4 横断的分野　人材育成	
地域の防災に関する人材育成	総務課
地域の防災に関する人材育成	生涯学習課
医療・福祉等に関する人材育成	健康福祉課
防災教育等の推進	学務課
中小企業の担い手の確保・育成	観光商工課
農林水産業の担い手の確保・育成	農林課
建設業等の担い手の確保・育成	建設水道課

施　　策　　名	担当部局
2-5 横断的分野　官民連携	
避難行動の支援	総務課
支援物資の供給等に係る連携体制の構築	総務課
支援物資の供給等に係る連携体制の構築	健康福祉課
支援物資の供給等に係る連携体制の構築	観光商工課
支援物資の供給等に係る連携体制の構築	町立西和賀さわうち病院
応急給水の確保に係る連携体制の整備	建設水道課
災害廃棄物処理対策	総務課
鉄道の耐災害性確保・体制整備	企画財政課
情報通信利用環境の整備	総務課
災害時連携体制整備	総務課

施　　策　　名	担当部局
2-6 横断的分野　デジタル活用	
災害対処能力の向上	総務課
医療情報のバックアップ体制の構築	町立西和賀さわうち病院
円滑な通行の確保	建設水道課
デジタル技術の活用	建設水道課
洪水ハザードマップの作成	総務課
道路、橋梁、トンネル等の老朽化対策	町民課
道路、橋梁、トンネル等の老朽化対策	建設水道課
河川管理施設及び砂防関係施設の老朽化対策	建設水道課
建設業等の担い手の確保・育成	建設水道課
災害時連携体制整備	総務課

（別紙３）リスクシナリオ別の指標一覧

指標名	担当部局	単位	基礎年度	基礎値	目標年度	目標値
目標１　直接死を最大限防ぐ						
1-1)　地震等による建築物の大規模倒壊や火災による死傷者の発生（二次災害を含む）						
消防団協力事業所の認定数	総務課	事業所	R06	2	R12	5
地域防災訓練への消防団参加率	総務課	%	R06	85.7	R12	100
防災士資格取得人数	総務課	人	R06	15	R12	21
長寿命化計画による公営住宅の改修戸数（累計）	建設水道課	戸	R06	62	R12	122
管理不全空き家	企画財政課	戸	R06	46	R12	39
1-3)　異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水						
消防団協力事業所の認定数【再掲】	総務課	事業所	R06	2	R12	5
地域防災訓練への消防団参加率【再掲】	総務課	%	R06	85.7	R12	100
防災士資格取得人数	総務課	人	R06	15	R12	21
1-4)　大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生						
消防団協力事業所の認定数【再掲】	総務課	事業所	R06	2	R12	5
地域防災訓練への消防団参加率【再掲】	総務課	%	R06	85.7	R12	100
防災士資格取得人数	総務課	人	R06	15	R12	21

指標名	担当部局	単位	基礎年度	基礎値	目標年度	目標値
1-5)　暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生						
交通事故発生件数（人身事故＋物損事故）	町民課	件	R06	118	R12	90以下
舗装改良率	建設水道課	%	R06	13.7	R12	29.9
修繕済み橋りょう数	建設水道課	橋	R06	39	R12	58
1-6)　情報伝達の不備・麻痺・長期停止等の情報伝達機能の低下や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等での多数の死傷者の発生						
消防団協力事業所の認定数【再掲】	総務課	事業所	R06	2	R12	5
地域防災訓練への消防団参加率【再掲】	総務課	%	R06	85.7	R12	100
防災士資格取得人数	総務課	人	R06	15	R12	21
告知放送端末加入率	町民課	%	R06	83.2	R12	90.0
目標2　救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ						
2-1)　被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止						
舗装改良率【再掲】	建設水道課	%	R06	13.7	R12	29.9
修繕済み橋りょう数【再掲】	建設水道課	橋	R06	39	R12	58
2-2)　多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生						
舗装改良率【再掲】	建設水道課	%	R06	13.7	R12	29.9
修繕済み橋りょう数【再掲】	建設水道課	橋	R06	39	R12	58

指標名	担当部局	単位	基礎年度	基礎値	目標年度	目標値
2-3)　自衛隊、警察、消防等の被災・エネルギー途絶等による救助・救急活動の絶対的不足						
2-4)　医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能等の麻痺						
年間救急車応需率	町立西和賀さわうち病院	%	R06	86.0	R12	90.0
ゲートキーパー養成講座開催数	健康福祉課	回	R06	年１回	R12	延べ10回
医療介護連携に係る研修会等開催回数	健康福祉課	回	R06	4	R12	4
生活支援コーディネーター等の連携会議開催回数	健康福祉課	回	R06	－	R12	2
舗装改良率【再掲】	建設水道課	%	R06	13.7	R12	29.9
修繕済み橋りょう数【再掲】	建設水道課	橋	R06	39	R12	58
2-5)　被災地における感染症等の大規模発生						
管路耐震化率（水道事業）	建設水道課	%	R06	18.4	R12	23.1
水洗化人口割合（下水道事業）	建設水道課	%	R06	83.9	R12	85.0
改築設備数（下水道事業）	建設水道課	点	R06	－	R12	82
目標３　必要不可欠な行政機能を確保する						
3-1)　行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下						

指標名	担当部局	単位	基礎年度	基礎値	目標年度	目標値
目標 4　経済活動を機能不全に陥らせない						
4-1)　サプライチェーンの寸断等による企業活動等の停滞						
町内事業所数	観光商工課	事業所	R06	351	R12	351
舗装改良率【再掲】	建設水道課	%	R06	13.7	R12	29.9
修繕済み橋りょう数【再掲】	建設水道課	橋	R06	39	R12	58
4-2)　食料等の安定供給の停滞						
舗装改良率【再掲】	建設水道課	%	R06	13.7	R12	29.9
修繕済み橋りょう数【再掲】	建設水道課	橋	R06	39	R12	58
4-3)　農地・森林等の荒廃による被害の拡大						
地域計画における白地面積の割合	農林課	%	R06	27.1	R12	25.0
森林経営計画の策定件数	農林課	件	R06	3	R12	6
目標 5　情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる						
5-1)　情報通信機能の長期停止						
5-2)　電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止						
燃料チップの生産量	農林課	トン	R06	1,000	R12	10,000

指標名	担当部局	単位	基礎年度	基礎値	目標年度	目標値
5-3)　上下水道等の長時間にわたる供給停止						
管路耐震化率（水道事業）【再掲】	建設水道課	%	R06	18.4	R12	23.1
水洗化人口割合（下水道事業）【再掲】	建設水道課	%	R06	83.9	R12	85.0
改築設備数（下水道事業）【再掲】	建設水道課	点	R06	－	R12	82
5-4)　町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止						
舗装改良率【再掲】	建設水道課	%	R06	13.7	R12	29.9
修繕済み橋りょう数【再掲】	建設水道課	橋	R06	39	R12	58
目標 6　社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する						
6-1)　災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態						
6-2)　復旧・復興を担う人材の絶対的不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態						
6-3)　地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態						